

各 警 察 署 長 殿

(参考送付先)

本部内各所属長

保 存	5年 (令和10年3月31日まで)
有 効	令和 9 年 3 月 31 日まで
企画・指導係	3 0 2 2

生 活 安 全 部 長

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について（通達）

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）第12条第1項に基づき、平成31年4月19日に策定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、策定されてから約3年が経過し、その間のギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに基本法第23条に基づく実態調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、別添のとおり変更された。

基本計画の概要、ぱちんこにおける取組及び都道府県警察の活動に関連する施策については下記のとおりであるので、各警察署にあっては、基本計画の内容を踏まえ、引き続き、関係機関・団体と連携し、効果的な施策の推進に努められたい。

なお、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定について（通達）」（令和元年5月10日付け佐本生企発第286号）は、本日をもって廃止する。

記

1 基本計画の概要

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義している。

今般策定された基本計画は、基本法第12条第1項に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、

○ ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

○ 基本法第14条から第23条までに規定する基本的施策に係る具体的取組等を策定しているものである。

2 ぱちんこにおける取組（【】内の記号は基本計画中の記載箇所を表す。）

- (1) ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方【第二章－Ⅰ－４－第１－１・２】
 - 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制
 - 普及啓発の推進
- (2) ぱちんこにおけるアクセス制限【第二章－Ⅰ－４－第２－１・２】
 - 自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化
 - 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施
- (3) ぱちんこにおける施設内の取組【第二章－Ⅰ－４－第３－１・２】
 - ぱちんこ営業所のＡＴＭ等の撤去等
 - 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入
- (4) ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組【第二章－Ⅰ－４－第４－１～３】
 - 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援
 - ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介
 - リカバリーサポート・ネットワーク（ＲＳＮ）の相談体制の強化及び機能拡充のための支援
- (5) ぱちんこにおける依存症対策の体制整備【第二章－Ⅰ－４－第５－１～６】
 - 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化
 - ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進
 - 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用
 - 第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査
 - ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善
 - 地域連携の強化
- (6) 依存症対策の基盤整備・様々な支援【第二章－Ⅲ－第１】
 - 各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現
- (7) 相談支援・治療支援【第二章－Ⅲ－第３－２】
 - ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化
- (8) 研究調査・実態調査【第二章－Ⅳ－７】
 - リカバリーサポート・ネットワーク（ＲＳＮ）の相談データの分析等によるぱちんこへの依存問題の実態把握

3 都道府県警察の活動に関連する施策

- (1) 各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現【第二章－Ⅲ－第１】

虐待、自殺未遂、犯罪等の問題を起こした者について、ギャンブル等依存症が疑われる場合には、地域の実情等を踏まえ、必要に応じ、地域の関係機関と連携し、当該問題を起こした者又はその家族を、相談機関、専門医療機関等へとつなぐための取組を推進すること。

また、各地域における関係機関との円滑な連携を確保するとともに、引き続き、

こうした連携協力体制への積極的な参画を図られたい。

(2) 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【第二章－Ⅴ－3】

引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努め、ゲーム機等使用賭博事犯（オンラインカジノに係る賭博事犯を含む。）の取締りを実施することを通じ、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を継続して推進すること。

4 その他の留意事項

基本計画に基づくぱちんこ業界の自主的な取組については、法令に基づき求められているものではないことに留意すること。特に、ＡＴＭ及びデビットカードシステムについては、その設置が民間事業者間の契約関係に基づき行われているという現状に留意すること。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画

令和４年３月２５日

この計画は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）第 12 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目次

はじめに	1
------	---

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症対策の現状	2
1 ギャンブル等依存症対策の対象	
2 ギャンブル等依存症の現状	
3 これまでの政府の取組	
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等	2
1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援	
2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮	
3 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮	
III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項	3
1 推進体制	
2 位置付けと基本計画の変更の検討	
3 基本的な考え方	
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について	4
1 ギャンブル等依存症問題啓発週間の実施	
2 都道府県における推進計画の策定	

第二章 取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組：基本法第 15 条関係	
I-1 競馬における取組【農林水産省】	
第1 競馬における広告・宣伝の在り方	
1 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	6
2 普及啓発の推進	7
第2 競馬におけるアクセス制限等	
1 本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	8
2 競馬場・場外馬券売場における 20 歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	9
3 インターネット投票におけるアクセス制限の強化	10

4	競馬場・場外馬券売場の ATM の撤去	11
第3	競馬における相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	12
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化	13
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	14
第4	競馬における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	15
2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	16
I-2	競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】	
第1	競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	17
2	普及啓発の推進	18
第2	競輪・オートレースにおけるアクセス制限等	
1	本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	19
2	競輪場・オートレース場及び場外車券売場における 20 歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	20
3	インターネット投票におけるアクセス制限の強化	21
4	競輪場・場外車券売場の ATM の撤去	22
第3	競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	23
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化	24
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	25
第4	競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	26
2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	27
I-3	モーターボート競走における取組【国土交通省】	
第1	モーターボート競走における広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	28
2	普及啓発の推進	29
第2	モーターボート競走におけるアクセス制限等	
1	本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び ICT 技術の活用に向けた検討	30
2	競走場・場外舟券売場における 20 歳未満の者の購入禁止の強化及び ICT 技	

術の活用に向けた検討	31
3 インターネット投票におけるアクセス制限の強化	32
4 競走場・場外舟券売場の ATM の撤去	33
第3 モーターボート競走における相談・治療につなげる取組	
1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	34
2 ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化	35
3 セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	36
第4 モーターボート競走における依存症対策の体制整備	
1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	37
2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	38
I-4 ぱちんこにおける取組【警察庁】	
第1 ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方	
1 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	39
2 普及啓発の推進	40
第2 ぱちんこにおけるアクセス制限	
1 自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化	41
2 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施	43
第3 ぱちんこにおける施設内の取組	
1 ぱちんこ営業所の ATM 等の撤去等	44
2 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に認識できる遊技機の開発・導入	45
第4 ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組	
1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	46
2 ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介	47
3 リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談体制の強化及び機能拡充のための支援	48
第5 ぱちんこにおける依存症対策の体制整備	
1 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化	49
2 ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進	50
3 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用	51
4 第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査	52
5 ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善	53
6 地域連携の強化	54
II 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	
1 ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の検討及び実施【内閣官房】	55

2	依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】	56
3	ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者 庁】	58
4	地域における普及啓発の支援【消費者庁】	60
5	青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】	61
6	学校教育における指導の充実【文部科学省】	62
7	各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文部科学省】	63
8	金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】	64
9	職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】	65

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援：基本法第 16～21 条関係

第 1	各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現【内閣官房・ 厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林 水産省・経済産業省・国土交通省】：基本法第 20 条関係	67
第 2	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】	71
第 3	相談支援・治療支援：基本法第 16・17 条関係	
1	都道府県・政令指定都市における相談体制の充実【厚生労働省・総務省】	72
2	ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生労働省・消 費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産 業省・国土交通省】	74
3	婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障 害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援 マネージャーにおける適切な支援【厚生労働省・総務省】	77
4	消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消 費者庁】	79
5	多重債務相談窓口の相談体制の強化【金融庁】	81
6	相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成【法務 省】	82
7	日本司法支援センターにおける多重債務者等に対する適切な情報提供の推進 【法務省】	83
8	全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点 機関の早期整備を含む精神科医療の充実【厚生労働省・総務省】	84
第 4	民間団体支援：基本法第 19 条関係	
1	自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談 等の活動支援【厚生労働省・総務省】	87
2	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・ 経済産業省・国土交通省・警察庁】（再掲）	89
第 5	社会復帰支援：基本法第 18 条関係	
1	就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上【厚生	

労働省・総務省】	90
2 ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】	92
3 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の実施【法務省】	93
4 受刑者に対する就労支援の充実【法務省】	95
5 保護観察対象者等に対する就労支援の充実【法務省】	96
第6 人材の確保：基本法第21条関係	
1 ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の実施【厚生労働省】	97
2 医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】	99
3 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】	100
4 ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】	102
5 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】	103
6 ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】	104
IV 調査研究・実態調査：基本法第22条・23条関係	
1 精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】	105
2 子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【厚生労働省】	106
3 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】	107
4 海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】	108
5 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済産業省・国土交通省】	109
6 ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】	110
7 リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析等によるばちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】	111
V 多重債務問題等への取組	
1 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】	112
2 ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進【金融庁】	113
3 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】	114

はじめに

我が国では、多くの人が競馬などの公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる。その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合がある。

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療を行っている医療機関や相談支援機関、自助グループ等の支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていないという問題がかねてより指摘されてきた。

また、国民全体がギャンブル等依存症に関する関心と理解を深め、その予防を図ることが重要である。

政府におけるギャンブル等依存症対策に関しては、平成 28 年 12 月に「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」を立ち上げ、関係行政機関が十分に連携し必要な対応を講じてきたところであるが、平成 30 年 7 月、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として、ギャンブル等依存症対策基本法(平成 30 年法律第 74 号。以下「基本法」という。)が成立し、同年 10 月に施行された。

基本法は、ギャンブル等依存症対策に関し、国や地方公共団体、関係事業者、国民等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府に対し、ギャンブル等依存症対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)の策定及び施策の推進を義務付けている。

そこで政府において平成 31 年 4 月 19 日に初めて基本法に基づく基本計画(以下「平成 31 年基本計画」という。)が策定され、これにより、ギャンブル等依存症対策は、新たな法的枠組みの下で、従前にも増してより強力に進められることになった。

その後、政府では、平成 31 年基本計画に定められた各種施策の取組を推進し、各都道府県における都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画(以下「都道府県計画」という。)の策定や地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築を促し、依存症対策の基盤整備に努めたほか、関係事業者はギャンブル等依存症問題に関する広報啓発活動や相談・治療につなげる取組を実施するなどし、我が国におけるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に進めることができた。

平成 31 年基本計画が策定されてから約 3 年が経過し、その間のギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに基本法第 23 条に基づく実態調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、平成 31 年基本計画に必要な変更を加えることとした。

今後、政府においては、変更した基本計画(以下「本基本計画」という。)に基づき、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築するため、地方公共団体や関係機関・団体、事業者等と密接に連携を図りつつ、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていくこととする。

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症対策の現状

1 ギャンブル等依存症対策の対象

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義している。

本基本計画の「第二章 取り組むべき具体的施策」に掲げる「Ⅱ 予防教育・普及啓発」、「Ⅲ 依存症対策の基盤整備・様々な支援」、「Ⅳ 調査研究・実態調査」及び「Ⅴ 多重債務問題等への取組」は、その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策である。

また、同章に掲げる「Ⅰ 関係事業者の取組」では、ギャンブル等依存症の予防に資する事業の実施という観点から、基本法第23条に基づく実態調査や国会での議論等を踏まえ、競馬などの公営競技やぱちんこ等の実施に係る事業者を「関係事業者」として、その取組を対象としている。ただし、この対象については、今後、本基本計画に基づき実施される実態調査等を踏まえ、必要な見直しが行われ得るものである。

2 ギャンブル等依存症の現状

令和2年度、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握をするため、基本法第23条に基づく初めての調査を行った。同調査では、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の2.2%と推計している。なお、同調査においては、新型コロナウイルス感染拡大予防の見地等から、過去の同様の調査とは調査方法を変えており、過去の調査との比較は困難とされている。

3 これまでの政府の取組

基本法の成立・施行以前においても、政府においては、次のような取組を講じていた。

- ・平成28年12月 「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」立ち上げ
- ・平成29年3月 「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」取りまとめ
- ・平成29年8月 「ギャンブル等依存症対策の強化について」取りまとめ

その後、平成30年に基本法が成立・施行され、平成31年4月に平成31年基本計画を策定し、これに基づいて各種取組を講じてきたところである。また、平成31年基本計画に基づくこれまでの取組については、基本法の規定に基づき、達成状況の調査及びその公表を行ってきた。

Ⅱ ギャンブル等依存症対策の基本理念等

1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援

ギャンブル等依存症対策においては、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に

応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することが基本法の基本理念の一つとされている。

2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮がなされることも、基本法の基本理念の一つとされている。

3 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、例えば、医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をすることとされている。

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

1 推進体制

平成 30 年 10 月、基本法の施行に伴い、同法第 24 条に基づき、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、内閣官房長官を本部長とし、関係する国務大臣を本部員とするギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を設置した。

政府においては、本部をギャンブル等依存症対策の司令塔として位置付け、本部長のリーダーシップの下、関係省庁が一体となって、基本計画案の作成及び実施をはじめとする必要な施策を着実に推進していくものである。

また、基本法第 32 条に基づき、本部には、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者をメンバーとするギャンブル等依存症対策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）を設置している。

本部においては、基本計画の案を作成しようとするとき及び施策の実施状況の評価の結果を取りまとめようとするときには、あらかじめ関係者会議の意見を聴き、施策を推進していくものである。

2 位置付けと基本計画の変更の検討

基本計画は、政府が講ずるギャンブル等依存症対策の最も基本的な計画として位置付けられるものである。また、本基本計画は、基本法の規定を踏まえ、少なくとも 3 年ごとに検討が加えられ、必要があると認めるときには変更しなければならない。

3 基本的な考え方

（１）PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

ギャンブル等依存症対策の目標は、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築することであり、対策の実効性を最大限に確保するためには、徹底した PDCA サイクルにより計画的な取組を推進することが重要である。

このため、基本計画に定める施策の目標については、適時に、その達成状況を調査し、基本計画の進捗状況を把握するとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、この調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえて、基本法に基づく依存症対策の対象も含め、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととする。

（２）多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要である。

このため、本基本計画においては、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずることとする。

（３）重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要である。

このため、本基本計画においては、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進していく。

Ⅳ ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

１ ギャンブル等依存症問題啓発週間の実施

基本法第10条は、国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、5月14日から20日までを、ギャンブル等依存症問題啓発週間（以下「啓発週間」という。）と定めている。

国及び地方公共団体においては、啓発週間において積極的に広報活動などの事業を行っていくよう努めるとともに、関係事業者においても、積極的に啓発週間の趣旨にふさわしい活動を実施するよう努めるものとする。

２ 都道府県における推進計画の策定

基本法第13条において、都道府県は、都道府県計画を策定するよう努めなければならないとされている。

本基本計画は、政府としての基本的な取組を定める計画であるが、地域におけるギャンブル等依存症対策の着実な推進を図るためには、都道府県を中心とした地域としての一体的な取組が重要である。

都道府県計画については、令和3年9月末時点で21の道府県において既に策定されている。このように都道府県を中心とした地域としての一体的な取組は一定程度進んでいるが、都道府県計画の策定を終えていない地域もあるため、政府においては引き続き、全都道府県が速やかに都道府県計画を策定するよう促すこととする。

都道府県においては、本基本計画を基本としつつ、当該都道府県の実情に即した都道府県計画を策定するよう努めるとともに、都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の関連する事項を定める計画と調和を保った上で、策定する必要がある。

第二章 取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係

I－1 競馬における取組【農林水産省】

第1 競馬における広告・宣伝の在り方

1 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制

【目標と具体的取組】

競馬主催者等は、広告・宣伝に関する全国的な指針を踏まえた新たな自主的な指針を策定し、運用を開始。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競馬の広告については、馬券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像を用いないなど、射幸心をあおる内容にならないよう実施してきた。

また、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等に注意喚起標語を表示し、広く一般に注意喚起を行ってきた。

更なる啓発に努めるため、競馬主催者等による自主的な指針を策定する必要があることから、令和元年度中に広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、令和3年度までに公表することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競馬の広告については、射幸心をあおる内容にならないよう実施するとともに、各種媒体を通じたギャンブル等依存症の注意喚起標語の表示等により、広く一般に注意喚起を行っている。

また、広告・宣伝に関する全国的な指針については、公営競技施行者連絡協議会（以下「公連協」という。）において検討を進め、計画どおり令和3年度に策定・公表したことは評価できる。

引き続きこれまでの取組を推進する一方、更なる対策の強化のため、全国的な指針を踏まえた競馬主催者等による自主的な指針を策定・運用するとともに、今後も内容の充実や必要な見直しを行う。

【目標と具体的取組】

競馬主催者等は、以下の取組を推進。

- SNS 等インターネットをはじめ、各種媒体を効果的に活用し、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。
- ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及効果が見込める活動を他の公営競技とも連携し実施。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競馬主催者等において、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等へのギャンブル等依存症に関する注意喚起標語の表示、競馬場及び場外馬券売場の馬券発売機等への注意喚起標語ステッカーの掲示、競馬場内のビジョンによる注意喚起標語の放映や場内放送を活用した注意喚起も実施し、広く一般に注意喚起を行ってきた。

一方で、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代を対象にギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組む必要があることから、SNS 等を活用したギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動を通年実施することとした。

さらに、令和元年度からの啓発週間においては、他の公営競技施行者等とも連携し、SNS 等も活用した依存症問題の発生抑止につながる知識の普及といったセミナーの開催や啓発ポスターの作成等に継続的に取り組むこととした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

各種媒体を通じた注意喚起や若い世代を対象としたセミナーの開催、啓発ポスターの作成など、啓発週間を含む年間を通じての各種の取組は、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及効果があったものと評価できる。

引き続きこれまでの取組を推進する一方、特にインターネットを活用した各般の普及啓発活動について更に強化する。

また、参加者がより安心して楽しめるよう、各公営競技とも連携した新たなポスターやチラシ等の作成を検討することとし、その中では、少しでも不安を感じた場合の相談先、セルフチェックによる早期発見、購入限度額設定等の安心に繋がる各種取組を新たな標語等とともに紹介する。

第2 競馬におけるアクセス制限等

1 本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討

【目標と具体的取組】

- 競馬主催者は、警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限を実施。
- 競馬主催者等は、今後の技術の進展等も踏まえ、入場制限者等をより効率的かつ低コストで特定するための技術の導入について検討。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症である者等が馬券購入をやめることを望む場合又はその家族が馬券購入をやめさせることを望む場合に、競馬主催者は競馬場及び場外馬券売場への入場制限を実施し、併せてマニュアル等の整備や警備員等に対する教育・指導の徹底等を実施してきた。

競馬場及び場外馬券売場への入場制限については、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限者を確実に把握する必要があった。

そこで、入場制限者等をより効率的に特定するための支援ツールとして、令和元年度中に個人認証システムの研究を開始し、3年間を目途とした研究を踏まえ、導入の可能性を検討することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競馬場等への入場制限については、競馬主催者による対応マニュアルの整備や警備員等に対する教育・指導の徹底、警備体制の強化等により対応している。

加えて、アクセス制限制度のホームページや各競馬場等での周知等により、アクセス制限の強化が図れたと評価できる。

一方、入場制限者等をより効率的に特定するための支援ツールとして、個人認証システムの実証を行ったが、現時点では、競馬場等の入場者に利用するには精度等の面で実用レベルの技術には至っていない状況である。

引き続き、アクセス制限制度の積極的な周知や警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限について着実に実施するとともに、個人認証システムの研究については、今後の技術や個人情報の取扱いに係る社会的理解の進展等も踏まえつつ、入場制限者等をより効率的かつ低コストで特定するための技術に関する調査を行う。

2 競馬場・場外馬券売場における 20 歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討

【目標と具体的取組】

- 競馬主催者は、警備員の配置・巡回の実施による 20 歳未満の者の購入禁止を徹底。
- 競馬主催者等は、今後の技術の進展等も踏まえ、20 歳未満の者の判定をより効率的かつ低コストで特定するための技術の導入について検討。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

20 歳未満と思われる者に対しては、20 歳未満の者への対応要領等を競馬場及び場外馬券売場に配布し、警備員等に対する教育・指導を徹底した上で、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、20 歳未満の者による馬券の購入及び 20 歳未満の者のみによる場外馬券売場への入場を防止してきた。

また、競馬主催者等において、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等への 20 歳未満の者の馬券購入が禁止されている旨などの注意喚起標語の表示、競馬場及び場外馬券売場の馬券発売機等への注意喚起標語ステッカーの掲示、競馬場内のビジョンによる注意喚起標語の放映や場内放送を活用した注意喚起も実施し、広く一般に注意喚起を行ってきた。

加えて、入場制限者等をより効率的に特定するための支援ツールとして、個人認証システムの研究を令和元年度中に開始し、3 年間を目途とした研究を踏まえ、20 歳未満の者の判定への応用が可能かを検討することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

各種媒体による注意喚起や警備員等による声かけ及び年齢確認等により、20 歳未満の者の購入禁止に係る取組の強化が進められたものと評価できる。

一方、入場制限者等をより効率的に特定するための支援ツールとして、個人認証システムの実証を行ったが、現時点では、20 歳未満の者の判定に利用するには精度等の面で実用レベルの技術には至っていない状況である。

引き続き、警備員の配置・巡回の実施等による 20 歳未満の者の購入禁止を着実に実施するとともに、個人認証システムの研究については、今後の技術や個人情報の取扱いに係る社会的理解の進展等も踏まえつつ、20 歳未満の者の判定をより効率的かつ低コストで特定するための技術に関する調査を行う。

3 インターネット投票におけるアクセス制限の強化

【目標と具体的取組】

競馬主催者等は、インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法を導入。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づき、競馬主催者等において利用停止措置を実施しており、インターネット投票のログイン画面においては、ギャンブル等依存症に関する注意喚起標語の表示や相談窓口の案内を掲載してきた。

また、本人がインターネット投票での購入限度額の設定を望む場合に対応した購入限度額設定システムについて、より早期の導入が必要であることから、令和4年度導入目標から令和2年度に前倒しして導入を目指すこととした。

加えて、本システムの利用により、設定した購入限度額と最新の購入額を画面上に表示することで注意喚起が図られるようにすることとした。

さらに、限度額を設定しない場合においても、購入額が把握できる別システムへの誘導等により効果的な注意喚起の手法を検討することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づき、競馬主催者等において利用停止措置を実施するとともに、インターネット投票のログイン画面における注意喚起標語の表示や相談窓口の案内を掲載している。

また、本人がインターネット投票での購入限度額の設定を望む場合に対応した購入限度額設定システムについて、令和4年度導入目標から令和2年度に前倒しして導入し運用を開始したことは評価できる。

引き続き、インターネット投票のログイン画面における注意喚起標語の表示、相談窓口の案内の掲載等を実施するとともに、アクセス制限や購入限度額設定システムの周知を図る。

加えて、インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法について検討を行い、令和6年度までを目指して導入する。新たな表示方法までの間においても、投票サイトにおいて常時の注意喚起の表示を行う。

4 競馬場・場外馬券売場の ATM の撤去

【目標と具体的取組】

競馬主催者は、競馬場の ATM について、現行契約の更新は行わず、令和 5 年度までに全て撤去。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競馬場及び場外馬券売場の ATM について、クレジットカードによるキャッシングサービス機能の廃止又は撤去を行ってきたものの、引き続き設置されている ATM の利用により調達した資金で馬券を購入することが可能となっているため、令和元年度中に ATM の撤去に向けた検討に着手し、その結果に基づき順次、撤去を開始することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競馬場及び場外馬券売場の ATM については、現契約の更新は行わず撤去することを決定し、計画どおり順次撤去を行っていることから、着実に取組が実施されたものと評価できる。

引き続き、残りの ATM についても現行契約の更新を行わず、計画どおり令和 5 年度までに全て撤去する。

第3 競馬における相談・治療につなげる取組

1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

【目標と具体的取組】

競馬主催者等は、他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループをはじめとする民間団体等が支援を受けられるよう周知を図るとともに、必要な支援内容等の見直しを実施。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症対策に係る自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援に当たっては、支援するための体制整備（人員配置、予算執行体制等）、対象団体の選定方法、支援方法等について各公営競技間で検討・調整する必要があった。

ギャンブル等依存症の要因は複合的であること等を踏まえれば、業界ごとに支援するよりも、公営競技でまとまって支援を検討・実施することが効率的と考えられるため、相談窓口の設置も参考に、競馬主催者等は令和元年度から公営競技共同又は公営競技ごとによる支援方法について検討を開始し、この検討結果を踏まえ、令和3年度までに支援開始を目指すこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症対策に係る自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援に当たっては、各公営競技間で支援するための体制整備（人員配置、予算執行体制等）、対象団体の選定方法、支援方法等について検討・調整を進め、令和3年度から公募を開始したことは評価できる。

今後も、他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループをはじめとする民間団体等が支援を受けられるよう周知を図るとともに、必要な支援内容等の見直しを行う。

2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化

【目標と具体的取組】

競馬主催者等は、以下の取組を推進。

- 相談窓口の十分な周知を図るとともに、知識を有する人材の確保・養成等を図るため、ギャンブル等依存症に関する研修等について、内容の充実を図り継続して実施。
- 各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、各種依存症対策への活用を検討。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

公連協において、専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行う公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター（以下「公営競技カウンセリングセンター」という。）を設置してきた。

公営競技カウンセリングセンターの問合せ先は、競馬場及び場外馬券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等で周知しているが、更なる周知を図る必要があるため、ウェブサイトなどの媒体を活用し、更に積極的に周知することとした。

また、日本中央競馬会（以下「JRA」という。）及び地方競馬全国協会（以下「NAR」という。）がそれぞれ主催し、ギャンブル等依存症に関する専門的知識を有する精神科医を講師として招き、各競馬主催者の従業員、インターネット投票サイトの運営担当者等に対する研修を実施しているほか、相談対応のマニュアルの整備、eラーニングによる定期的な研修等を実施してきた。

引き続き、十分な知識を有する人材の確保・養成等に努める必要があるため、ギャンブル等依存症に関する研修について、内容の充実を図りつつ継続して実施することとした。

各地域の包括的な連携協力体制には一部の競馬主催者が参画しているが、公営競技主催者として更に積極的に参画し、相談・治療機関と情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策の改善に向けた検討に活用することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

相談体制の強化の取組については、公連協において、公営競技カウンセリングセンターを設置するとともに、様々な媒体を通じてこの相談窓口の周知を図っている。

また、JRA 及び NAR がそれぞれ主催し、関係者に対する研修を実施しているほか、相談対応のマニュアルの整備、eラーニングによる定期的な研修等を実施しており、競馬主催者が各地域の包括的な連携協力体制に更に参加する等の取組も含め、相談体制の強化が図られたと評価できる。

引き続き、相談窓口の十分な周知に加え、知識を有する人材の確保・養成等を図るため、ギャンブル等依存症に関する研修等について、内容の充実を図りつつ継続して実施するとともに、各地域の包括的な連携協力体制へも継続して積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、各種依存症対策への活用の検討を行う。

【目標と具体的取組】

競馬主催者等は、セルフチェックツールの周知を行うほか、効果検証を行い、必要に応じて改善。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症に係る注意喚起は、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告などの様々な媒体において実施し、その周知に努めてきたところである。

発生抑止につながる知識の普及（一次予防）といった観点での施策が必要であるため、競馬主催者等は、発生抑止につながる知識の普及（一次予防）対策として、平素の普及啓発活動に加え、啓発週間に合わせ、依存症注意喚起等のポスターを作成・掲示するほか、大学生・新社会人等を対象としたセミナーを開催することとされた。

また、ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入（二次予防）につながるツールを作成し、依存症の予防対策がより効果的なものとなるよう対応する必要があるため、自己診断によりギャンブル等依存症の早期発見・早期介入（二次予防）につながるセルフチェックツールについて、令和元年度中に作成の検討に着手し、令和2年度中に公表することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入の取組については、発生抑止につながる知識の普及（一次予防）対策として、啓発週間を含む年間を通じての注意喚起や普及啓発を行うとともに、自己診断によりギャンブル等依存症の早期発見・早期介入（二次予防）につながるセルフチェックツールについて令和2年度中に公表したところであり、早期発見・早期介入の取組の強化が図られたと評価できる。

引き続き、発生抑止につながる知識の普及のための取組を着実に実施するとともに、公表されたセルフチェックツールは、幅広く普及・活用されるよう計画的に進めつつ効果検証を行い、必要に応じて改善していく。

第4 競馬における依存症対策の体制整備

1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化

【目標と具体的取組】

競馬主催者等は、研修の実施等を通じた、ギャンブル等依存症対策に関する十分な知識を有する人材の確保・養成等により、依存症対策実施体制を強化。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

JRA 及び NAR は、それぞれ、ギャンブル等依存症に関する専門的知識を有する精神科医を講師として招き、各競馬主催者の従業員、インターネット投票サイトの運営担当者等に対する研修を主催している。当該研修の内容については、研修に参加できなかった JRA や地方競馬の各競馬場の従業員にも周知してきた。

JRA では、全役職員を通じた e ラーニングによるギャンブル等依存症対策に関する研修を実施するとともに、「職員向けギャンブル障害に関するお客様向けマニュアル」を策定してきた。

地方競馬においては、NAR 及び全国公営競馬主催者協議会において、主催者職員への依存症に係る教育を実施するとともに、依存症対応の責任者の設置やお客様対応方法を規定した「地方競馬依存症相談窓口対応マニュアル例」を作成し、各地方競馬主催者はこれに基づき各自の対応マニュアルを策定してきた。

引き続き、役職員に対するギャンブル等依存症に関する研修を、内容の充実を図りつつ実施し、十分な知識を有する人材の確保、養成等に努める必要があるため、JRA は令和元年度中に、ギャンブル等依存症対策に関する知識を有し、役職員への指導的立場となるギャンブル等依存症対策最高責任者の新設及び専門的スタッフの設置に係る規程の整備に着手し、令和3年度までに設置することとした。

また、各地方競馬主催者は、令和元年度中にギャンブル等依存症対策に係る一元的な指導等を各主催者の役職員が担う体制についての検討に着手し、令和3年度までに構築することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

役職員や競馬場等の従業員等に対するギャンブル等依存症対策に関する研修を実施するとともに、職員向けのお客様への対応マニュアルを整備するなど、関係者の知識及び意識向上が図られたものと評価できる。また、ギャンブル等依存症対策を着実に実行するための体制及び規程の整備が進められ実施体制の強化が図られたと評価できる。

引き続き、研修の実施等を通じた、ギャンブル等依存症対策に関する十分な知識を有する人材の確保・養成等に努め、依存症対策実施体制の強化を図る。

2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化

【目標と具体的取組】

競馬主催者等は、ギャンブル等依存症対策を規程に基づき着実に実施するとともに、規程について検証を行い、必要に応じて改善。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

JRAでは、ギャンブル等依存症対策の実施に係る規程を、実施規則や実施基準、マニュアル等で対策ごとに別々に制定していた。

また、地方競馬においては、ギャンブル等依存症対策の実施に係る規程を、各競馬主催者における実施規則やマニュアル等で対策ごとに別々に制定していた。

そこで、ギャンブル等依存症対策に関する体系だった規範を整備する必要があった。

JRAは令和元年度から、現行の各種規程等を整理しつつ、ギャンブル等依存症対策を効果的、効率的、かつ実効性をもって実施する独立した規程として、「ギャンブル等依存症対策実施規程」の策定に着手し、令和2年度までに新たに整備することとされた。また、NARは令和元年度から、ギャンブル等依存症対策に係る総合的な規程の策定に着手し、令和2年度までに整備することとされた。

なお、新たな規程においては、広告・宣伝の抑制、各地域の包括的な連携協力体制への参画、ギャンブル等依存症対策最高責任者の設置等に関する事項を盛り込むこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競馬主催者等が、それまでの規則等に基づき実施していたギャンブル等依存症対策を、効果的、効率的かつ実効性をもって実施する新たな規程を整備したところであり、計画どおり取組が実施されたと評価できる。

引き続き、ギャンブル等依存症対策を規程に基づき着実に実施するとともに、規程について検証を行いつつ、必要に応じて改善する。

I－2 競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】

第1 競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方

1 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制

【目標と具体的取組】

競輪については JKA 及び全国競輪施行者協議会（全輪協）、オートレースについては JKA 及び全国小型自動車競走施行者協議会（全動協）は、広告・宣伝に関する全国的な指針を踏まえた新たな自主的な指針を策定し、運用を開始。

（1）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競輪・オートレースの広告については、車券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど、射幸心をあおる内容にならないよう実施してきた。

また、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等に注意喚起標語を表示し、広く一般に注意喚起を行ってきた。

今後、更なる啓発に努めるため、公益財団法人 JKA（以下「JKA」という。）、公益社団法人全国競輪施行者協議会（以下「全輪協」という。）及び全国小型自動車競走施行者協議会（以下「全動協」という。）による自主的な指針を策定する必要があることから、令和元年度中に広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、令和 3 年度までに公表することとした。

（2）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競輪・オートレースの広告については、射幸心をあおる内容とならないよう実施するとともに、各種媒体を通じたギャンブル等依存症の注意喚起標語の表示等により、広く一般に注意喚起を行っている。

また、広告・宣伝に関する全国的な指針については、公連協において検討を進め、計画どおり令和 3 年度に策定・公表したことは評価できる。

引き続きこれまでの取組を推進する一方、更なる対策の強化のため、全国的な指針を踏まえた競輪・オートレースそれぞれの分野における自主的な指針を策定・運用する。

2 普及啓発の推進

【目標と具体的取組】

競輪・オートレース施行者等は、以下の取組を推進。

- SNS 等インターネットをはじめ、各種媒体を効果的に活用し、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。
- ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及効果が見込める活動を他の公営競技とも連携し実施。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競輪・オートレース施行者等において、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等にギャンブル等依存症に関する注意喚起標語を掲載し、広く一般に注意喚起を行ってきた。

また、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代を対象にギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組む必要があることから、SNS 等を活用したギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動を通年実施することとした。

さらに、令和元年度からの啓発週間においては、他の公営競技施行者等と連携し、SNS 等も活用した依存症問題の発症抑止につながる知識の普及といったセミナーの開催や啓発ポスターの作成等に継続的に取り組むこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

各種媒体を通じた注意喚起や若い世代を対象としたセミナーの開催、啓発ポスターの作成など、啓発週間を含む年間を通じての各種の取組は、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及効果があったものと評価できる。

引き続きこれまでの取組を推進する一方、特にインターネットを活用した各般の普及啓発活動について更に強化する。

また、参加者がより安心して楽しめるよう、各公営競技とも連携した新たなポスターやチラシ等の作成を検討することとし、その中では、少しでも不安を感じた場合の相談先、セルフチェックによる早期発見、購入限度額設定等の安心に繋がる各種取組を新たな標語等とともに紹介する。

第2 競輪・オートレースにおけるアクセス制限等

1 本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討

【目標と具体的取組】

- 競輪・オートレース施行者は、警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限を実施。
- JKA、全輪協及び全動協は、各分野の状況を踏まえ、個人認証システムの導入可能性を検討。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症である者等が車券購入をやめることを望む場合又はその家族が車券購入をやめさせることを望む場合に、競輪・オートレース施行者は競輪場・オートレース場及び場外車券売場への入場制限を実施してきた。

従来、警備員の目視により対象者の特定を行うこととしているが、対象者特定の精度を向上させる必要があることから、JKA、全輪協及び全動協において、個人認証システムを含め、費用面でも競輪・オートレース事業の経営に大きな影響等を与えないようにしつつ、対象者特定の精度を向上させるような入場管理方法の在り方について検討を実施することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競輪場・オートレース場等への入場制限については、オフィシャルホームページに本人・家族申告の申請方法等について詳細を掲載するとともに、競輪・オートレース独自ポスターの各競走場等での掲示によるアクセス制限が実施できる旨の周知等によりアクセス制限の強化が図れたと評価できる。

引き続き、アクセス制限制度の積極的な周知や警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限について着実に実施するとともに、今後、認証精度の向上、コスト、アクセス制限の件数等の状況が変化した際は個人認証システム導入を含めた入場管理方法の在り方について検討を行う。

2 競輪場・オートレース場及び場外車券売場における 20 歳未満の者の購入禁止の強化及び 個人認証システムの活用に向けた検討

【目標と具体的取組】

- 競輪・オートレース施行者は、警備員の配置・巡回の実施による 20 歳未満の者の購入禁止を徹底。
- JKA、全輪協及び全動協は、各分野の状況を踏まえ、個人認証システムの導入可能性を検討。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競輪場・オートレース場及び場外車券売場における 20 歳未満の者の車券購入防止については、車券を購入しようとする 20 歳未満と思われる者に対して警備員による声かけ及び年齢確認を行っている。更なる警備の強化のため、全輪協及び全動協から施行者に対し、車券購入をしようとする行為が見られない場合においても、20 歳未満と思われる者に対して積極的に注意喚起の声かけ及び年齢確認を実施する旨を通知してきた。

従来、警備員の目視により対象者の特定を行っているが、対象者特定の精度を向上させるような入場管理方法の在り方について検討する必要があることから、JKA、全輪協及び全動協において、個人認証システムを含め、費用面でも競輪・オートレース事業の経営に大きな影響等を与えないようにしつつ、対象者特定の精度を向上させるような入場管理方法の在り方について検討を実施し、20 歳未満の者の判定への応用が可能か検討することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

各種媒体による注意喚起や警備員等による積極的な声かけ及び年齢確認等により、20 歳未満の者の購入禁止に係る取組の強化が進められたものと評価できる。

引き続き、警備員等による声かけ及び年齢確認等の強化により、20 歳未満の者の購入禁止を着実に実施するとともに、今後、認証精度の向上、コスト等の状況が変化した際は個人認証システム導入を含めた入場管理方法の在り方について検討を行う。

3 インターネット投票におけるアクセス制限の強化

【目標と具体的取組】

JKA、全輪協及びオートレース振興協会は、以下の取組を推進。

- インターネット投票における購入限度額設定システムを令和4年度末までに導入。
- インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法を導入。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づき、JKA、全輪協及び全動協において利用停止措置を実施しており、競輪・オートレースのオフィシャル投票サイト及び全ての民間インターネット投票サイトに、ギャンブル等依存症に関する相談窓口及び注意喚起標語を掲載してきた。

しかしながら、現在、インターネット投票サイトにおいて、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応する措置が講じられていないため、競輪のオフィシャル投票サイトを開発・運営しているJKA及び全輪協並びにオートレースのオフィシャル投票サイトを開発・運営している一般財団法人オートレース振興協会において、次期システム改修（令和4年度に実施予定）に合わせ、遅くとも令和4年度末までに、購入限度額設定を可能とする機能を導入することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づき、利用停止措置を実施するとともに、インターネット投票サイトのホームページにおける注意喚起標語の表示や相談窓口の案内を掲載している。

また、本人がインターネット投票での購入限度額の設定を望む場合に対応した購入限度額設定システムについて、計画どおり令和4年度末までの導入に向け対応していることから、アクセス制限の強化の取組が進められているものと評価できる。

引き続き、インターネット投票サイトにおける注意喚起標語の表示や相談窓口の案内の掲載等を実施するとともに、アクセス制限の周知を図り、購入限度額設定システムについては計画どおり令和4年度末までに導入する。

加えて、インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法について検討を行い、令和6年度までを目指して導入する。新たな表示方法までの間においても、投票サイトにおいて常時の注意喚起の表示を行う。

4 競輪場・場外車券売場の ATM の撤去

【目標と具体的取組】

場外車券発売事業者は、場外車券売場の ATM について、現行契約の更新は行わず、令和 4 年度までに全て撤去。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競輪場及び場外車券売場の ATM について、クレジットカードによるキャッシングサービス機能の廃止又は撤去を行ってきたものの、引き続き設置されている ATM の利用により調達した資金で、車券を購入することが可能となっているため、令和元年度以降、契約期間終了時に契約を更新せず、順次撤去を行うこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競輪場及び場外車券売場の ATM については、現契約の更新は行わず撤去することを決定し、計画どおり順次撤去を行っていることから、着実に取組が実施されたものと評価できる。

引き続き、残りの ATM についても現行契約の更新は行わず、計画どおり令和 4 年度までに全て撤去する。

第3 競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組

1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

【目標と具体的取組】

JKA は、補助事業を適切に周知し、自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援を推進。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

民間団体等に対する経済的支援については、競輪・オートレースの振興法人である JKA が、競輪・オートレースの売上金の一部で、様々な社会的課題の解決に取り組む活動を支援している。社会的課題の解決に取り組む活動にはギャンブル等依存症を含む各種依存症対策も含まれており、令和元年度の補助方針には、ギャンブル等依存症対策への社会的要請にも積極的に支援する旨記載している。これまでも、厳正な審査の上、補助を行っており、依存症対策では、様々な依存症の最新の支援情報を提供する DVD の制作への支援を行ってきた。

しかしながら、JKA 補助事業の対象の範囲が広く、ギャンブル等依存症対策事業に関するものだけではないため、JKA 補助事業がギャンブル等依存症対策の関係者にあまり知られていない可能性がある。そこで、JKA 補助事業を通じて、ギャンブル等依存症である者等が支えあって回復を図る活動等を行っている民間団体の取組に対する支援を推進するために、JKA は令和元年度から、JKA 補助事業の募集期間に合わせて、ギャンブル等依存症対策事業が JKA 補助事業の対象であることをウェブサイトやパンフレット等で適切に周知することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症対策に係る自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援については、ギャンブル等依存症対策事業が JKA 補助事業の対象であることをウェブサイトやパンフレット等で適切に周知し、補助事業の募集を行えたと評価できる。

引き続き、ギャンブル等依存症対策事業が JKA 補助事業の対象であることを更に周知する。

2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化

【目標と具体的取組】

- JKA、全輪協及び全動協は、各地域の関係機関と連携し、相談窓口の積極的な周知を実施。
- 競輪・オートレース施行者は、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、各種依存症対策への活用を検討。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

公連協において、専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行う公営競技カウンセリングセンターを設置しているほか、全ての競輪場・オートレース場に相談窓口を設置し、相談があった場合には、公営競技カウンセリングセンターや最寄りの精神保健福祉センター、保健所及び医療機関を紹介してきた。

また、相談対応体制の整備のため、全ての競輪場・オートレース場において、ギャンブル等依存症対策に関する担当者を選任し、全輪協及び全動協において、ギャンブル等依存症に係る問合せ等に対応するマニュアルを策定した。また、ギャンブル等依存症に関する専門的知識を有する精神科医を講師として招き、担当者に対する研修を実施した。当該研修の内容については、同担当者から各競輪場・オートレース場の従業員、場外車券売場の設置者及びインターネット投票サイト運営者の職員にも周知してきた。

しかしながら、競輪場・オートレース場等での相談窓口や公営競技カウンセリングセンターを設置して、相談体制の強化を図ってきているが、まだ十分に認知されていない可能性がある。また、地域の医療機関や精神保健福祉センター等との連携も必ずしも緊密なものとはなっていないため、相談窓口や公営競技カウンセリングセンターの設置について、JKAや各施行者のウェブサイト、場内チラシ等で更なる周知を図ることとした。また、競輪及びオートレース施行者に対して、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する各地域の包括的な連携協力体制に参画・協力するよう、全輪協及び全動協から通知を発出することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

相談体制の強化の取組については、公連協において、公営競技カウンセリングセンターを設置するとともに、様々な媒体を通じて相談窓口の周知を図っている。

また、各地域の包括的な連携協力体制の構築に向け、競輪・オートレース施行者へ通知を発出し、都道府県等が開催する会議に委員として参画するなど、相談体制の強化が図られたと評価できる。

引き続き、相談窓口の積極的な周知に努めるとともに、各地域の包括的な連携協力体制にも継続して積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、各種依存症対策への活用の検討を行う。

【目標と具体的取組】

JKA、全輪協及び全動協は、セルフチェックツールの周知を行うほか、効果検証を行い、必要に応じて改善。

（１）平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症に係る注意喚起は、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告などの様々な媒体において実施し、その周知に努めてきたところである。

今後は、発生抑止につながる知識の普及（一次予防）を行うとともに、ギャンブル等依存症の早期発見や早期介入（二次予防）につながるツールを作成し、依存症の予防対策がより効果的なものとなるような対応が必要であるため、JKA、全輪協及び全動協において、ギャンブル等依存症の早期発見や早期介入につながるセルフチェックツール等の作成について検討を行うこととした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入の取組については、発生抑止につながる知識の普及（一次予防）対策として、啓発週間を含む年間を通じての注意喚起や普及啓発を行うとともに、自己診断によりギャンブル等依存症の早期発見・早期介入（二次予防）につながるセルフチェックツールについて令和2年度中に公表したところであり、早期発見・早期介入の取組の強化が図られたと評価できる。

引き続き、発生抑止につながる知識の普及のための取組を着実に実施するとともに、公表されたセルフチェックツールは、幅広く普及・活用されるよう計画的に進めつつ効果検証を行い、必要に応じて改善していく。

第4 競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備

1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化

【目標と具体的取組】

JKA、全輪協及び全動協は、知識の向上や理解を深めるため、従業員等に対する定期的な研修等により、依存症対策実施体制を強化。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競輪・オートレース施行者は、全ての競輪場・オートレース場に相談窓口を設置しており、相談があった場合には、公営競技カウンセリングセンターや最寄りの精神保健福祉センター、保健所及び医療機関を紹介してきた。

また、相談対応体制の整備のため、全ての競輪場・オートレース場において、ギャンブル等依存症対策に関する担当者を選任し、全輪協及び全動協において、ギャンブル等依存症に係る問合せ等に対応するマニュアルを策定した。

さらに、ギャンブル等依存症に関する専門的知識を有する精神科医を講師として招き、担当者に対する研修を実施した。当該研修の内容については、同担当者から各競輪場・オートレース場の従業員、場外車券売場の設置者及びインターネット投票サイト運営者の職員にも周知した。

しかしながら、競輪場・オートレース場のギャンブル等依存症担当者は人事異動があり、また、知識の向上や理解を深める担当者教育を行うには、定期的な研修を行う必要があるため、ギャンブル等依存症に対する責任ある担当者を育成するとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下を生じさせないように、全輪協及び全動協において、令和元年度以降、定期的な研修を実施することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競輪は、競輪施行者に向けた研修会の開催やギャンブル等依存症の知識の向上や理解を深めるための資料送付を行うなど、従業員教育の推進が図られたと評価できる。

オートレースは、研修資料等の配布や各種会議で意識啓発などの取組を行うことで従業員教育の推進が図られたと評価できる。

引き続き、ギャンブル等依存症の知識の向上や理解を深めるため、定期的な研修の実施等により、依存症対策実施体制の強化を図る。

2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化

【目標と具体的取組】

- 競輪・オートレース施行者等は、ギャンブル等依存症対策を規程に基づき着実に実施。
- JKA、全輪協及び全動協は、規程の内容について検証を行い、必要に応じて改善。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競輪・オートレース施行者は、全ての競輪場・オートレース場にギャンブル等依存症相談窓口を設置し、責任者及び担当者を配置している。また、実施規則等にギャンブル等依存症対策を盛り込むなど、ギャンブル等依存症対策の体制を整備し、着実に実行してきた。

加えて、全輪協及び全動協は、ギャンブル等依存症対策に関する政府の取組等を競輪・オートレース施行者に連絡するとともに、チラシやステッカーの作成・配布、相談窓口対応マニュアルや実施規則のひな形の作成等を行うなど、ギャンブル等依存症対策に当たってきた。

しかしながら、競輪・オートレース施行者及び施行者団体は、連携しながらギャンブル等依存症対策に当たっているものの、競輪・オートレース業界全体としてのギャンブル等依存症対策実施規程の整備や責任者の設置などの体制整備は特に行っていなかった。競輪・オートレース業界全体として、どのような規程の制定や責任体制とすることがギャンブル等依存症対策を推進していく上で望ましいかなど、業界全体の体制整備等について検討する必要があるため、令和元年度に業界全体の体制整備等について検討を実施することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競輪・オートレースとともに推進会議の設置を行い、ギャンブル等依存症対策の検討体制を構築し、各関係者が一体となって依存症対策を行うための「ギャンブル等依存症対策実施規程」を制定したところであり、計画どおり取組が実施されたと評価できる。

引き続き、ギャンブル等依存症対策を規程に基づき着実に実施するとともに、規程について検証を行い、必要に応じて改善する。

I－3 モーターボート競走における取組【国土交通省】

第1 モーターボート競走における広告・宣伝の在り方

1 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制

【目標と具体的取組】

全国モーターボート競走施行者協議会、日本モーターボート競走会、日本財団、日本モーターボート選手会及び BOATRACE 振興会（モーターボート競走関係団体）は、広告・宣伝に関する全国的な指針を踏まえた新たな自主的な指針を策定し、運用を開始。

（1）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

モーターボート競走の広告については、舟券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像を用いないなど、射幸心をあおる内容にならないよう実施してきた。

また、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等に注意喚起標語を表示し、広く一般に注意喚起を行ってきた。

今後、更なる啓発に努めるため、全国モーターボート競走施行者協議会、日本モーターボート競走会、日本財団、日本モーターボート選手会及び BOATRACE 振興会（以下「モーターボート競走関係団体」という。）による自主的な指針を策定する必要があることから、令和元年度中に広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、令和 3 年度までに公表することとした。

（2）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

モーターボート競走の広告については、射幸心をあおる内容にならないよう実施するとともに、各種媒体を通じたギャンブル等依存症の注意喚起標語の表示等により、広く一般に注意喚起を行っている。

また、広告・宣伝に関する全国的な指針については、公連協において検討を進め、計画どおり令和 3 年度に策定・公表したことは評価できる。

引き続きこれまでの取組を推進する一方、更なる対策の強化のため、全国的な指針を踏まえたモーターボート競走関係団体による自主的な指針を策定・運用する。

【目標と具体的取組】

モーターボート競走関係団体は、以下の取組を推進。

- SNS 等インターネットをはじめ、各種媒体を効果的に活用し、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。
- ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及効果が見込める活動を他の公営競技とも連携し実施。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

モーターボート競走関係団体において、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等へギャンブル等依存症に関する注意喚起を表示するとともに、相談窓口の案内を掲載しているほか、相談窓口の連絡先をウェブサイトに掲載するなど、広く一般に注意喚起を行ってきた。

また、一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター（以下「支援センター」という。）において、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のためのリーフレットを作成し、全ての競走場及び場外舟券売場の相談窓口等において配布してきた。

加えて、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代を対象にギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組む必要があることから、SNS 等を活用したギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動を通年実施することとした。

さらに、令和元年度からの啓発週間においては、他の公営競技施行者等とも連携し、SNS 等も活用した依存症問題の発生抑止につながる知識の普及といったセミナーの開催や啓発ポスターの作成等に継続的に取り組むこととした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

各種媒体を通じた注意喚起や若い世代を対象としたセミナーの開催、啓発ポスターの作成など、啓発週間を含む年間を通じての各種の取組は、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及効果があったものと評価できる。

支援センターは、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のためのリーフレット及び漫画を作成し、継続して施行者等へ提供するとともに、ホームページにおいて公開したほか、SNS 等に広告を展開し、相談窓口（サポートコール）へ繋がるよう促した。

引き続き、これまでの取組を推進する一方、特にインターネットを活用した各般の普及啓発活動について更に強化する。

また、参加者がより安心して楽しめるよう、各公営競技とも連携した新たなポスターやチラシ等の作成を検討することとし、その中では、少しでも不安を感じた場合の相談先、セルフチェックによる早期発見、購入限度額設定等の安心に繋がる各種取組を、新たな標語等とともに紹介する。

第2 モーターボート競走におけるアクセス制限等

1 本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び ICT 技術の活用に向けた検討

【目標と具体的取組】

- モーターボート競走施行者は、警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限を実施。
- 全施協は、今後の技術の進展等も踏まえ、ICT 技術（顔認証システム）の実用化に向けた調査を実施。

（1）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症である者等が舟券購入をやめることを望む場合又はその家族が舟券購入をやめさせることを望む場合に、一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会（以下「全施協」という。）は競走場及び場外舟券売場への入場制限等を実施するため、入場制限ガイドラインの整備を実施してきた。

一方で、競走場及び場外舟券売場におけるアクセス制限制度の認知度が低い可能性もあることから、更なる周知を行うほか、入場制限者を確実に把握する必要があることとされた。

アクセス制限制度の認知度の更なる向上のため、ウェブサイトや広告等における周知方法を見直すほか、入場制限者等をより効率的に特定するための支援ツールとして、令和元年度中に顔認証システムの研究を開始し、3年間を目途とした研究を踏まえ、導入の可能性を検討することとした。

（2）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競走場等への入場制限については、全施協による入場制限ガイドライン及びモーターボート競走施行者による対応マニュアルに基づき、警備員による入場制限を実施している。

また、本人・家族申告によるアクセス制限制度のホームページでの周知方法については、令和元年度において見直し・修正を行っており、令和2年度も継続実施している。

一方、入場制限者等をより効率的に特定するための支援ツールとして、顔認証システムの実証を行ったが、現時点では、競走場等の入場者に利用するには精度等の面で実用レベルの技術にはなっていない状況である。

引き続き、警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限について着実に実施するとともに、顔認証システムについては、実証実験の検証結果に加え、同技術の今後の進展や社会情勢等も踏まえつつ、一定の方向性を見出せるよう、引き続き調査・研究を実施する。

2 競走場・場外舟券売場における 20 歳未満の者の購入禁止の強化及び ICT 技術の活用に向けた検討

【目標と具体的取組】

- モーターボート競走施行者は、警備員の配置・巡回の実施による 20 歳未満の者の購入禁止を徹底。
- 全施協は、今後の技術の進展等も踏まえ、ICT 技術（顔認証システム）の実用化に向けた調査を実施。

（1）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

20 歳未満と思われる者に対しては、警備員等に対する教育・指導を徹底した上で、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、20 歳未満の者による舟券の購入及び 20 歳未満の者のみによる場外舟券売場への入場を防止してきた。

加えて、全ての競走場及び場外舟券売場において、20 歳未満の者の舟券購入禁止の注意喚起標語の掲示、出走表による注意喚起標語の表示、場内映像のテロップ及び場内放送を活用した注意喚起を実施するとともに、インターネット投票サイトにおいても、注意喚起のための標語を表示するなど、広く一般に注意喚起を行ってきた。

また、保護者同伴で 20 歳未満の者が来場する機会があることから、警備責任者や警備員等に対する教育・指導を行い、警備を引き続き徹底することとした。

（2）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

各種媒体による注意喚起や警備員等による声かけ及び年齢確認等により、20 歳未満の者の購入禁止に係る取組の強化が進められたものと評価できる。

一方、入場制限者等をより効率的に特定するための支援ツールとして、顔認証システムの実証を行ったが、現時点では、20 歳未満の者の判定に利用するには精度等の面で実用レベルの技術にはなっていない状況である。

引き続き、警備員の配置・巡回等の実施による 20 歳未満の者の購入禁止を着実に実施するとともに、顔認証システムについては、実証実験の検証結果に加え、同技術の今後の技術の進展や社会情勢等も踏まえつつ、一定の方向性を見出せるよう、引き続き調査・研究を実施する。

3 インターネット投票におけるアクセス制限の強化

【目標と具体的取組】

モーターボート競走関係団体は、インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法を導入。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づき、全施協において利用停止措置を実施しており、インターネット投票サイトにおいては、ギャンブル等依存症に関する注意喚起標語の表示や相談窓口の案内を掲載してきた。

また、本人がインターネット投票での購入限度額の設定を望む場合に対応した購入限度額設定システムについて、より早期の導入が必要であることから、令和4年度導入目標から令和2年度に前倒しして導入を目指すこととした。

さらに、インターネット投票における注意喚起の表示方法を見直すほか、インターネット投票会員向けのメールマガジン等で定期的に注意喚起や相談窓口等の案内を開始することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づき、全施協等において利用停止措置を実施するとともに、インターネット投票サイトにおける注意喚起標語の表示や相談窓口の案内を掲載している。

また、本人がインターネット投票での購入限度額の設定を望む場合に対応した購入限度額設定システムについて、令和4年度導入目標から令和2年度に前倒しして導入し運用を開始したことは評価できる。

引き続き、インターネット投票サイトにおける注意喚起標語の表示、相談窓口の案内の掲載等を実施するとともに、アクセス制限や購入限度額設定システムの周知を図る。

加えて、インターネット投票利用者に対しより効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法について検討を行い、令和6年度までを目指して導入する。新たな表示方法までの間においても、投票サイトにおいて常時の注意喚起の表示を行う。

4 競走場・場外舟券売場の ATM の撤去

【目標と具体的取組】

モーターボート競走施行者は、場外舟券売場の ATM について、現行契約の更新は行わず、令和 5 年度までに全て撤去。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競走場及び場外舟券売場の ATM について、クレジットカードによるキャッシングサービス機能の廃止又は撤去を行ってきたものの、引き続き設置されている ATM の利用により調達した資金で舟券を購入することが可能となっているため、令和元年度中に ATM の撤去に向けた検討に着手し、その結果に基づき順次、撤去を開始することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競走場及び場外舟券売場の ATM については、現行契約の更新は行わず撤去することを決定し、計画どおり順次撤去を行っていることから、着実に取組が実施されたものと評価できる。

引き続き、残りの ATM についても現行契約の更新は行わず、計画どおり令和 5 年度までに全て撤去する。

第3 モーターボート競走における相談・治療につなげる取組

1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

【目標と具体的取組】

全施協は、以下の取組を推進。

- ギャンブル依存症予防回復支援センター（支援センター）の周知や利便性の向上を実施。
- 他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループをはじめとする民間団体等が支援を受けられるよう周知を図るとともに、必要な支援内容等の見直しを実施。

（1）平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

モーターボート競走関係団体は、ギャンブル等依存症に対して不安を感じる方やその家族がいつでも相談できる相談窓口を整備するとともに、実情に応じた対策を講じていく体制を整備するため、ギャンブル等依存症についての専門的な相談対応、予防回復支援等を行うことを目的とした支援センターを設立し、24時間無料相談コールセンターを開設した。

一方で、当該コールセンターへの相談者には、必要に応じて民間回復支援施設や医療機関を紹介するとともに、相談者に対し初回利用料又は初診料を助成していたが、その周知が不十分であり、また、当該助成制度の拡充を検討する必要があったため、他の公営競技と連携して、令和元年度から自助グループなどの民間団体に対する経済的支援策について検討を開始し、この検討結果を踏まえ、令和3年度までに支援開始を目指すこととした。

（2）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

支援センターについては、相談者向け助成制度の更なる制度拡充として、現在の初診料等の支援に加え、再診料についても支援し、計3回まで拡大するよう進めたことは評価できる。

また、ギャンブル等依存症対策に係る自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援に当たっては、各公営競技間で支援するための体制整備（人員配置、予算執行体制等）、対象団体の選定方法、支援方法等について検討・調整を進め、令和3年度から公募を開始したことは評価できる。

今後も、支援制度の更なる周知方法を検討するほか、カウンセリングルームの増設や入電者の追跡調査等についても検討する。

また、他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループをはじめとする民間団体等が支援を受けられるよう周知を図るとともに、必要な支援内容等の見直しを行う。

2 ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化

【目標と具体的取組】

- 全施協は、支援センター等の支援制度について、積極的に周知。
- モーターボート競走施行者等は、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、各種依存症対策への活用を検討。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

モーターボート競走施行者は、全ての競走場及び場外舟券売場においてギャンブル等依存症の担当者を配置するとともに、依存症相談窓口運用マニュアルを整備しているほか、ウェブサイト相談窓口の連絡先を掲載することにより、相談窓口を明示・周知している。

モーターボート競走関係団体は支援センターを設立し、各競走場及び場外舟券売場における相談窓口での相談内容を集約し、無料相談コールセンターでの相談内容と併せて、ギャンブル等依存症に関する相談内容を一元化することで、ギャンブル等依存症の実態把握を進めてきた。

今後は、全施協において支援センターの積極的な周知を図るほか、各地域の包括的な連携協力体制にモーターボート競走施行者等が参画し、相談・治療機関と情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策の改善に向けた検討に活用することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

支援センターの活動について、計画どおり各種広報媒体により積極的に周知し、また、支援センターにおける相談については、開設から現在に至るまで 24 時間 365 日、通話料・相談料無料にて継続的に実施しているとともに、相談体制の強化として新たに司法書士と連携し解決策の拡大を図ったことは評価できる。

また、モーターボート競走施行者等が、各地域の包括的な連携協力体制の構築に向け、都道府県等が開催する会議に委員として参画するなど、相談体制の強化が図られたと評価できる。

引き続き、全施協は支援センター等の支援制度について、積極的な周知に努めるとともに、モーターボート競走施行者等は、各地域の包括的な連携協力体制にも継続して積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、各種依存症対策への活用を検討を行う。

【目標と具体的取組】

全施協は、セルフチェックツールの周知を行うほか、効果検証を行い、必要に応じて改善。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競走場・場外舟券売場の相談窓口において配布しているリーフレットには、米国精神医学会が作成した DSM-5（精神障害診断基準集）を記載しており、簡易的にギャンブル等依存症の自己診断ができるようになっているが、当該リーフレットに加えて、より詳しい説明やセルフチェック等により、ギャンブル等依存症の早期発見を図る必要があった。

競走場や場外舟券売場以外でも手軽に入手でき、気軽にチェックするための方法につき調査研究を行うため、全施協は、令和元年度中に、ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入につながる、簡単に自己診断が可能な仕組みの検討に着手し、令和 3 年度までに、早期発見・早期介入につながるセルフチェックツールを開発することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入の取組については、発生抑止につながる知識の普及（一次予防）対策として、啓発週間を含む年間を通じての注意喚起や普及啓発を行うとともに、自己診断によりギャンブル等依存症の早期発見・早期介入（二次予防）につながるセルフチェックツールについて令和 2 年度中に公表したところであり、早期発見・早期介入の取組の強化が図られたと評価できる。

引き続き、発生抑止につながる知識の普及のための取組を着実に実施するとともに、公表されたセルフチェックツールは、幅広く普及・活用されるよう計画的に進めつつ効果検証を行い、必要に応じて改善していく。

第4 モーターボート競走における依存症対策の体制整備

1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化

【目標と具体的取組】

全施協は、全競走場及び場外舟券売場において統一の対応ができるよう、管理者、従業員に向けた階層別研修を実施するとともに、依存症対策実施体制を強化。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

施行者は、全ての競走場及び場外舟券売場にギャンブル等依存症の担当者を配置し、担当者向けの研修を実施するとともに、依存症相談窓口運用マニュアルを整備している。

一方で、依存症担当以外の従業員に対する研修及びモーターボート競走におけるギャンブル等依存症対策（相談対応等）が競走場や場外舟券売場ごとに異なることのないような運用を図る必要があった。

全施協は、継続的な研修を引き続き実施するとともに、支援センターと連携して、発症抑止等の実態把握を踏まえたギャンブル等依存症の予防に係る研修プログラムを策定することとした。

具体的には、令和元年度中に、来場者に対応する従業員（窓口担当者）を対象とした研修制度の整備に着手し、さらに、令和3年度までに、管理者を対象とした研修制度の整備に着手し、階層別の研修制度の整備を目指すほか、令和元年度中に、ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）の設置の検討に着手することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

窓口担当者を対象とした研修制度を整備し、令和元年度から定例的に実施しており、また、支援センターと連携し、実態把握を踏まえたギャンブル等依存症の予防に係る階層別研修プログラムを策定し、併せて、統括管理者制度についても、令和3年度に設置されたことは評価できる。

引き続き、全競走場及び場外舟券売場において統一の対応ができるよう、窓口担当者に対する研修や階層別研修を着実に実施し、依存症対策実施体制の強化を図る。

2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化

【目標と具体的取組】

モーターボート競走関係団体は、ギャンブル等依存症対策を規程に基づき着実に実施するとともに、規程の内容について検証を行い、必要に応じて改善。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

施行者において、モーターボート競走実施に係る規程について必要な改正を行うとともに、全施協において策定した入場規制ガイドラインに基づき、ギャンブル等依存症の相談窓口における運用マニュアルを作成しているが、マニュアル、ガイドライン等について、有益に活用するために見直しが必要であった。

そこで、全施協は、モーターボート競走における画一的なギャンブル等依存症対策を実施するため、令和元年度中に、モーターボート競走関係団体と連携して、ギャンブル等依存症対策に必要な規程の精査及び取りまとめ方法等についての検討に着手し、令和3年度までに、ギャンブル等依存症対策に係る既存の規程等を体系的に整理するとともに、施行者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」を整備することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症対策を効果的、かつ実効性をもって実施する独立した規程として、「ギャンブル等依存症対策実施規程」を他の公営競技と連携を図りながら、計画どおり制定したことは評価できる。

引き続き、他の公営競技と連携を図りつつ、規程に基づきギャンブル等依存症対策を着実に実施するとともに、規程の内容について検証を行いつつ、必要に応じて改善する。

I－4 ぱちんこにおける取組【警察庁】

第1 ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方

1 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、令和元年度に策定した全国的な指針に基づき取組を推進するとともに、毎年度、その取組状況の調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ標語や掲載方法の見直し等を検討。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第16条で禁止される広告・宣伝が行われないよう、広告・宣伝の内容に関する自主規制の策定などの取組を行うとともに、平成26年10月から、業界全体が定めた共通標語をぱちんこ営業所のチラシ等に一定の大きさと掲載する取組を開始し、その後策定された「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」及び「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応運用マニュアル」（以下「依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等」という。）において、共通標語の各種媒体における活用を促すなど、ぱちんこへの依存防止対策を推進してきた。その後、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくする必要性が指摘される中、広告・宣伝がぱちんこへの依存問題の発生を抑止に資するものとなるよう指針を策定する必要があることから、ぱちんこ業界は、パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等における広告・宣伝に係る規定を基に、令和元年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針を策定し公表することとし、同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込むことを検討することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和元年度に注意喚起標語（「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」「パチンコ・パチスロは18歳になってから。」）の一定の大きさや時間の確保等を盛り込んだ広告・宣伝に関する全国的な指針を策定・公表しており、平成31年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

今後の取組としては、同指針に基づいた取組を推進するとともに、毎年度、同指針に基づいた対応が講じられているか取組状況の調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ標語や掲載方法の見直し等を検討する。

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、啓発週間や SNS 等を効果的に活用し、以下の取組を推進。

- 年間を通じ、青少年を含め、広く一般人に依存問題に関する普及啓発活動を推進。
- 遊技者の家族に対し、早期に相談支援につながるよう普及啓発活動を推進。
- WEB を中心としたフォーラム、講演会等を開催。
- 健全な遊技の在り方に関する情報発信に向けた検討を開始。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界においては、かねてよりぱちんこへの依存問題に関する啓発活動を実施してきており、また、ぱちんこへののめり込みを防止するための共通標語を策定するなど、ぱちんこへの依存防止対策を推進してきたが、ぱちんこへの依存問題の抑止につながる知識の普及といった観点での取組が必要であることから、ぱちんこ業界は、SNS 等も効果的に活用し、年間を通じて、青少年を含め、依存問題に関する普及啓発を推進するとともに、令和元年度から、啓発週間を中心に、啓発資料を配布するなど、ぱちんこへの依存問題やその対策について広く普及啓発を図ることとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

年間を通じ、客に対する啓発資料の配付などの普及啓発活動を推進したほか、啓発週間に合わせフォーラム等を開催し、特に、令和 3 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、ぱちんこ営業者団体、遊技機製造業者団体、遊技機販売業者団体等からなる「パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会」（以下「21 世紀会」という。）のホームページ「安心娯楽宣言」に開設したウェブサイト内において、「パチンコ・パチスロ WEB フォーラム」を開催し、通年視聴可能な動画コンテンツを配信した。また、パチンコ・パチスロ依存フォーラム実行委員会公式ツイッターアカウントを開設し、啓発週間や WEB フォーラム等を告知するなど、SNS 等を効果的に活用しながら青少年を含む一般向けの各種の普及啓発活動を推進しており、平成 31 年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

今後の取組としては、年間を通じ、啓発週間を活用したり、SNS やデジタルサイネージ等を効果的に活用したりしながら、大学生や新社会人をはじめとする青少年を含め、広く一般に依存問題に関する普及啓発活動を推進するほか、特に遊技者の家族に対し、相談窓口の紹介を含め、早期に相談支援に繋がるよう普及啓発活動を推進する。また、WEB を中心としたフォーラムや講演会を開催することで、ぱちんこへの依存問題やその対策について広く普及啓発を図る。さらに、健全な遊技の在り方に関する情報発信に向けた検討を進める。

第2 ぱちんこにおけるアクセス制限

1 自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、以下の取組を推進。

- 自己申告・家族申告プログラムの利用促進に向けた広報の取組を強化。
- チェーン店など複数店舗への申告に関する負担軽減を促進。
- 申告対象者の把握を容易にするための個人認証システム等を検討。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界においては、自己申告プログラムの普及に取り組み、1日の遊技使用上限額にとどまっていた申告対象を順次拡大するとともに、利用者の同意を得た家族申告プログラムも開始してきた。その後、自己申告プログラム・家族申告プログラムの導入店舗数が更に拡大するよう、引き続き、両プログラムの普及や両プログラムを必要とする利用者やその家族にとって利用しやすい環境の構築が求められた。また、利用者本人の同意なく、利用者の家族からの申告に基づき、入店を制限する取組は行われていなかった。そこで、ぱちんこ業界は、令和元年度中に、利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限について導入を開始するとともに、両プログラムの普及に向けた取組を検討・実施することとした。さらに、令和3年度までに、両プログラムへの申告に当たり、ウェブサイトから申込書の様式を入手できるようにすることや、複数店舗に申告する際の書類作成などの手続に係る負担の軽減に資する取組を実施するとともに、顔認証システムの活用に係るモデル事業など、申告対象者の把握を容易にする取組についても検討することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

自己申告・家族申告プログラムに関し、業界団体のウェブサイトを導入店舗名を掲載するなど、その周知徹底を図るとともに、本人同意のない家族申告による入店制限の導入を進めた結果、令和3年9月末時点で、4,714店舗が同プログラムを導入し、本人同意のない家族申告プログラムについては、1,339店舗が導入するなどの取組が進んだ。またウェブサイトでの申込書様式の入手や複数店舗への申告に関する負担軽減策については、令和3年度中に実施予定とされているほか、顔認証システムの活用に係るモデル事業が実施されるなど、申告対象者の把握を容易にする取組が進められ、平成31年基本計画で設定した目標を達成又は達成できる見込みである。

今後の取組としては、新たに自己申告・家族申告プログラムに関する新たな共通標語デザインを策定・活用してプログラムを周知するなど、プログラムの利用促進に向けた広報の取組を強化し、令和6年度までにチェーン店において一斉申告を可能とする手続ガイドを作成するなど、個別店舗に対して申込みをしなければならない現行制度の負担の軽減を行うほか、将来的には各都府県方面遊技業組合や隣接都府県方面遊技業組合内における複数店舗への一斉申告を可能とするシステム構築を検討する。また、申告対象者の把握を容

易にするための個人認証システム等の活用について検討する。

2 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、令和元年度に策定した実施規程に基づき、身分証明書による年齢確認を確実に行うとともに、毎年度、調査を行い、実施状況を把握。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

風営適正化法第 22 条第 1 項第 5 号において、18 歳未満の者をぱちんこ営業所に客として立ち入らせることは禁止されており、ぱちんこ業界においては、18 歳未満のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組を推進してきた。これらの取組を更に推進するためには、客の年齢確認に当たり、身分証明書の提示を求め、応じない客を退店させるなどの対応が適切であると考えられるところ、依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等において客の年齢確認時の身分証明書の提示について明記されていなかったことから、ぱちんこ業界は、令和元年度中に、18 歳未満の可能性があると認められる者に対し身分証明書による年齢確認を原則として実施する方法について検討し、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に盛り込み公表することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和元年度にぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程を策定し、18 歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則化しており、平成 31 年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

身分証明書による年齢確認の実施率の調査結果では、ほぼ完全に実施されているが、今後の取組としては、注意喚起表示などの告知物を有効活用し、身分証明書による年齢確認を徹底するとともに、毎年度、実施状況調査を行い、実施状況を把握する。

第3 ぱちんこにおける施設内の取組

1 ぱちんこ営業所の ATM 等の撤去等

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、ぱちんこ営業所内に設置されている ATM 及びデビットカードシステムの設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

一部のぱちんこ営業所には、客の利便性向上等を図る観点から、利用制限が設けられている ATM やデビットカードシステムが導入されていたが、それらを利用してぱちんこをすることが可能となっていたことから、ぱちんこ業界において、令和元年度中に、ぱちんこ営業所の ATM 及びデビットカードシステムの撤去等に向けた検討に着手し、その結果に基づき順次、撤去等を推進することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程にぱちんこ営業所内に設置されている ATM 及びデビットカードシステムの撤去等に関する内容が盛り込まれたほか、一部の企業において、ぱちんこ営業所内に設置されている全ての ATM について契約更新を行わないことなどにより撤去等が推進され、取組開始当時と比べ設置数が減少するなど、平成 31 年基本計画で設定した目標を達成していると評価できる。

今後の取組としては、ぱちんこ営業所内に設置されている ATM 及びデビットカードシステムの設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進していく。

2 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、以下の取組を推進。

- 出玉規制が強化され射幸性が抑制された新基準に適合した遊技機を用いて、風営適正化法の下、適正営業を推進。
- 出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けて検討。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

警察庁は、ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「施行規則」という。）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「遊技機規則」という。）の改正を行い、平成 30 年 2 月から施行したため、ぱちんこ業界においては、本規則改正における経過措置が終了するまでに、出玉規制が強化され射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機に全て入れ替える必要があり、また、本規則改正により規格を追加した出玉情報等を容易に確認できる遊技機については、導入に向けた検討を行っていたことから、各ぱちんこ営業所において改正規則の経過措置が終了する令和 3 年春までに新基準に適合する遊技機に全て入れ替えることに万全を尽くすこととしたほか、業界において、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けた検討を継続することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

新基準に適合した遊技機への入替については、新型コロナウイルス感染症の影響により入替が困難となり、また、入替作業等に伴う感染拡大の防止を図る観点から、令和 2 年 5 月に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則（平成 29 年国家公安委員会規則第 9 号）を改正し、経過措置期間が 1 年延長され、令和 4 年春までとなったところ、ぱちんこ業界において、遊技機の計画的な入替についての決議を行い、旧基準の遊技機の撤去を進めており、取組が進展したものと評価できる。

今後の取組としては、各ぱちんこ営業所において、出玉規制が強化され射幸性が抑制された新基準に適合した遊技機を用いて、風営適正化法の下、適正営業を推進するとともに、遊技機規則の改正により規格を追加した出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けた検討を行う。

第4 ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組

1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、依存問題に取り組む民間団体等に対する助成を行うとともに、毎年度、実績報告書を作成・公表。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界においては、ぱちんこへの依存問題の相談機関であるリカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）に対して、21世紀会が支援金を拠出し、ぱちんこ営業所から従業員を出向させ相談業務の補助等を行わせる取組に関する経費も負担するなど、ぱちんこへの依存問題に係る団体への支援を行ってきたが、ギャンブル等依存症である者等が支え合って回復を図る活動等を行っている民間団体等に対して、業界として十分な支援ができていなかったことから、毎年度、依存問題に取り組む民間団体等に対する支援を実施するとともに、その実績について報告書を作成・公表することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和元年11月にぱちんこ営業者団体である全日本遊技事業協同組合連合会の拠出により設立された全日本社会貢献団体機構を改組し、ギャンブル等依存症である者等が支え合って回復を図る活動等を行っている民間団体等に対する支援を実施する機関として、一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構を設立した。令和元年度以降、同機構から、依存問題に取り組む民間団体等に対して助成を行うとともに、毎年度、実績報告書を作成・公表しており、平成31年基本計画で設定した目標を達成していると評価できる。また、ぱちんこ営業所経営企業等により、依存問題に取り組む民間団体等に対する寄付等も毎年度行われた。

今後の取組としては、依存問題に取り組む民間団体等に対する助成を行うとともに、毎年度、実績報告書を作成し、公表する。

2 ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を業界紙、業界団体のウェブサイト等に掲載することでより周知を強化。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界においては、RSN を設立し、ぱちんこへの依存等についての電話相談を受け付け、必要に応じて医療機関、精神保健福祉センター等を紹介し、また、ぱちんこ営業所においても、客やその家族からぱちんこへの依存（のめり込み）についての相談があった場合、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）が必要に応じて、「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を活用するなどして、RSN、精神保健福祉センターなどの相談機関等を紹介してきたが、ぱちんこへの依存問題を抱える人に、必要に応じ専門医等を紹介することにより、専門性の高い医療等をより身近で受けられる環境を作る必要があったことから、令和元年中に、都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を安心パチンコ・パチスロリーフレットに付加し周知を図るなど、その周知を強化することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和元年度に都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を掲載した「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を作成し、同リーフレットをぱちんこ営業所等に配布するなどして継続的な周知を行っており、平成 31 年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

今後の取組としては、都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を業界紙や業界関係団体のウェブサイト等に掲載するなどし、周知をより強化することで、ギャンブル等依存症対策の普及啓発活動を推進し、ぱちんこへの依存問題を抱える人が適切な治療や支援を受けることを容易にする環境を整える。

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、RSN に対し支援金を拠出するなど、相談状況に応じた体制の構築への支援を実施するとともに、RSN の研修制度の活用を促進し、依存問題に精通した人材を育成するなどの機能の充実を図る。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界においては、よりきめ細やかな対応を行うことが可能となるよう RSN の相談体制の強化及び機能拡充のための支援を行ってきており、また、ぱちんこへの依存問題を抱える人の家族からの相談をより多く受け付けられるよう、RSN の相談窓口に関する広報・周知の取組等を推進してきたが、今後、相談件数が一層増加することが予想され、これに適切に対応できる体制を確保する必要があったことから、令和 3 年度までに、RSN への相談状況に応じ、適正な人員配置など、RSN の相談体制・機能の充実・強化が図られるよう、業界において支援を実施することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ぱちんこ業界において、毎年度 RSN に対し支援金を拠出し、関係企業の社員を出向させるなど、RSN の相談状況に応じた相談体制・機能の充実・強化のための支援をしており、平成 31 年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

また、RSN において、パチンコ・パチスロ依存問題に対する知識を学ぶための e ラーニング「パチンコ・パチスロ依存問題基礎講座」を新設し、ぱちんこ営業所従業員向けに提供するほか、パチンコ・パチスロ依存問題特設ウェブサイトにも RSN の紹介動画を公開し、相談体制の周知に努めた。

今後の取組としては、RSN に対し支援金を拠出するなど、相談状況に応じた体制の構築への支援を実施するとともに、RSN の研修制度の活用を促進し、依存問題に精通した人材を育成するなどの機能の充実を図る。

第5 ぱちんこにおける依存症対策の体制整備

1 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、登録アドバイザー制度の充実を図るとともに、アドバイザー講習会における遊技者の家族支援に係る内容の充実、更新講習の実施について検討。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界においては、ぱちんこへの依存防止対策の専門員として、ぱちんこ営業所にアドバイザーを配置する取組を推進してきたが、引き続き、アドバイザーがぱちんこ営業所における依存防止対策の専門員として適切な活動を行うことができるよう取り組んでいく必要があったことから、令和3年度までに、『安心パチンコ・パチスロアドバイザー』の活動の手引き（Q&A）（以下「手引き」という。）の内容を充実させるなど、アドバイザーの運用の改善方策について検討・実施することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

手引きの内容を充実させたものに随時更新するとともに、令和2年3月に、アドバイザー制度の充実を図るため、登録アドバイザー制度を新設し、希望するアドバイザーに対し、依存問題に資する情報（メールマガジン）を月1回メール配信するなど、同制度の運用を改善しており、平成31年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

今後の取組としては、手引きの内容を充実させていくとともに、アドバイザー全員に対するメールマガジンの共有や、登録者数の拡大、メールマガジンの内容の充実化など登録アドバイザー制度の更なる充実を図る。また、アドバイザーの講習内容に遊技者の家族支援に係る内容を充実させ、受講済みアドバイザーに最新の知識を共有するための更新講習の実施について検討する。

2 ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、策定した要綱等に基づく依存対策を徹底するとともに、実施状況についての報告書を作成・公表。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界においては、依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等を策定し、ぱちんこへの依存防止対策についての従業員への教育等を推進するなど、ぱちんこへの依存防止対策に取り組んできたが、ぱちんこへの依存防止対策の一層の推進を図るため、依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等を有益に活用するための見直しが必要であったことから、令和元年度中に、実施規程である「依存問題対策要綱（仮称）」を制定・公表するとともに、毎年度、同要綱に基づく対策の実施状況について、報告書を作成・公表することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和元年12月に、「パチンコ依存問題対策基本要綱」及び「パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱」を制定、令和2年3月には、同要綱に基づく「パチンコ店における依存問題対策ガイドライン」と付属マニュアルを制定し、公表した。また、令和2年7月から、毎年、同規程に基づく対策の実施状況について報告書を作成、公表しており、平成31年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

今後の取組としては、本要綱等に基づき、ぱちんこへの依存問題の発生の抑止のため各種取組を推進するとともに、実施状況の報告書を作成・公表する。

3 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、毎年度「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の評価・提言を依存防止対策に積極的に活用。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界においては、RSNの設立、各ぱちんこ営業所向けの依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等の策定・周知など、ぱちんこへの依存防止対策に取り組んできており、こうしたぱちんこへの依存防止対策を更に進めるため、業界の取組を評価し、更なる取組を提言する第三者機関として、「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を平成31年1月に設置したが、有識者会議による評価・提言を通じて、業界におけるぱちんこへの依存防止対策を一層推進していく必要があることから、毎年度、業界において、有識者会議の評価・提言を積極的に活用することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

毎年度、第三者機関である有識者会議に対して、取組状況の評価について諮問し、同会議による専門的かつ第三者の視点からの評価・提言を受けて対策を推進しており、平成31年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

今後の取組としては、毎年度、有識者会議の評価・提言を積極的に活用し、ぱちんこへの依存防止対策を推進していく。

【目標と具体的取組】

遊技産業健全化推進機構は、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検を計画的に継続するとともに、必要に応じて調査項目や公表内容の充実について検討。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界においては、依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等を策定、周知するとともに、アドバイザーを配置し、ぱちんこ営業所において、ぱちんこへの依存問題に関する相談等に対応するなど、ぱちんこへの依存防止対策に取り組んできたが、風営適正化法に基づく都道府県公安委員会による報告・立入りに加え、第三者機関がぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を点検することにより、依存防止対策に向けた取組が一層推進されると考えられたことから、令和元年度中に、一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以下「推進機構」という。）により、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検を開始し、ぱちんこ営業所における依存防止に向けた取組の推進を図ることとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

推進機構は、令和 2 年 1 月から、遊技機及び周辺機器の不正改造に関する点検に加え、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検・確認を開始しており（令和 3 年 9 月末までに約 3,900 店舗）、平成 31 年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

今後の取組としては、推進機構によるぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検を計画的に継続するとともに、必要に応じて調査項目や、好事例の取組を含め、実施結果の公表内容の充実について検討する。

【目標と具体的取組】

都道府県公安委員会による報告・立入り、遊技産業健全化推進機構による点検を通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、改善を促進。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界においては、ぱちんこへの依存防止対策として様々な取組が行われているものの、ぱちんこ営業所によって依存防止対策への取組状況が様々であったため、全てのぱちんこ営業所において、適切なぱちんこへの依存防止対策を組織的に行わせるため、ぱちんこ営業所の管理者の業務として、ぱちんこへの依存防止対策を追加することを内容とする施行規則の改正を行い、平成 30 年 2 月から施行したが、各ぱちんこ営業所において、ぱちんこへの依存防止対策に係る取組が適切に行われているか確認する必要があったことから、風営適正化法に基づく都道府県公安委員会による報告・立入りに加え、令和元年度中に開始することとしている推進機構による点検を通じて、取組状況を随時確認し、改善を促進することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

都道府県公安委員会による報告・立入り、推進機構による点検を通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、改善を促進しており、平成 31 年基本計画で設定した目標を達成していると評価できる。

今後の取組としては、都道府県公安委員会による報告・立入り、推進機構による点検を通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、改善を促進していく。

6 地域連携の強化

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、ギャンブル等依存症に関する相談拠点等との連携の強化を図るため、都府県方面遊技業組合において、相談窓口が一覧できる広報物を作成するなどの取組を推進。

（１）現状と課題

ぱちんこ業界においては、令和２年度中に以下のとおり、地域連携活動を推進した。

- 都道府県等のギャンブル等依存症対策にかかる協議会・連携会議等への参加
（札幌方面、岩手、秋田、東京、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、石川、岐阜、愛知、三重、京都、兵庫、和歌山、鳥取、山口、香川、高知、福岡、長崎、大分、宮崎）25 組合
- 都道府県等のヒアリング、アンケート等への対応
（千葉、滋賀、香川、高知）4 組合
- 都道府県等主催依存問題セミナー等に参加（愛知、香川）2 組合
- 各都府県方面遊技業組合によるセミナー開催（三重、鳥取）2 組合
- 保健所・精神保健福祉センター主催イベントに参加（長野）1 組合
- 都道府県等作成の告知物の広報協力（札幌方面、北見方面、秋田、山梨、長野、大阪、兵庫、山口、福岡、長崎、宮崎、鹿児島）12 組合
- 依存問題回復支援施設への助成（三重）1 組合

ぱちんこへの依存防止対策については、関係機関と連携・協力して進めることが重要であることから、ぱちんこへの依存問題を抱える人や家族が相談に訪れると思われるギャンブル等依存症に関する相談拠点等と、ぱちんこ営業所との双方向の情報提供や連携協力を推進することにより、本人や家族へのきめ細やかな対応を実現する必要がある。

（２）今後の取組内容

都府県方面遊技業組合は、ギャンブル等依存症に関する相談拠点等に、遊技業界の依存防止対策を説明し、「安心パチンコ・パチスロリーフレット」の備置き・手交の依頼やギャンブル等依存症に関する相談拠点等が行う広報への協力等を行うほか、各地域における相談窓口が一覧できる広報物を作成するなどして、相談者のニーズに応じて、適切にぱちんこ営業所の近隣の相談先を紹介できるよう準備するなど、ぱちんこ業界とギャンブル等依存症に関する相談拠点等との連携の強化を図る。

Ⅱ 予防教育・普及啓発：基本法第 14 条関係

1 ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の検討及び実施【内閣官房】

【目標と具体的取組】

内閣官房は、関係省庁と連携して、ギャンブル等依存症問題等の普及啓発の効果的な方法等についての検討を、有識者等の意見を聴きつつ令和 4 年度中に実施した上、当該検討結果に基づいた効果的な普及啓発を実施。

(1) 現状と課題

平成 31 年基本計画における関係省庁が実施する予防教育・普及啓発の取組に加え、内閣官房においては、例えば、以下の普及啓発に関する取組を実施してきた。

- 令和 2 年度より、ギャンブル等依存症問題の啓発活動に資するための啓発ポスターを作成し、5 月の啓発週間を中心に関係機関及び関係団体に配布。
- 令和 3 年度においては、ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、特に若年者に訴求するような広告掲出方式でのインターネット広告を用いたギャンブル等依存症問題の普及啓発を実施。

このように積極的な普及啓発に関する取組をしているものの、関係者会議において更なる普及啓発の推進に係る意見があったこと等を踏まえ、ギャンブル等依存症問題等に係る普及啓発をより一層進展させるための取組を行う必要がある。

(2) 今後の取組内容

内閣官房は、ギャンブル等依存症問題等に係る普及啓発の更なる進展のため、関係省庁の協力を得て、ギャンブル等依存症問題やギャンブル等依存症対策に係る普及啓発の効果的な方法等についての検討を有識者等の意見を聴きつつ令和 4 年度中に実施し、当該検討における結果に基づいて効果的な普及啓発を実施する。

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- 依存症の正しい知識の理解促進や相談窓口の周知のための積極的な普及啓発の取組の実施。
- 都道府県等が普及啓発に取り組むことを技術的及び財政的に支援。
- 心のサポーターの養成等を通じた、ギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する普及啓発の取組の実施。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、厚生労働省は、依存症の理解を深めるためのシンポジウムや普及啓発イベントの実施により、依存症の正しい知識の普及啓発を行っていた。

一方で、ギャンブル等依存症の正しい知識が国民に理解されていないことなどから、引き続き、ギャンブル等依存症の正しい知識や相談窓口を積極的に普及啓発する必要がある。

そのため、平成 31 年基本計画において、厚生労働省は以下の取組を実施することとした。

- 依存症の理解を深めるためのシンポジウムや普及啓発イベント等の実施とともに、厚生労働省のウェブサイトにおいても更なる工夫を行い、特に、若い世代に対し SNS 等を効果的に活用した啓発活動を継続的に実施。
- 依存症対策全国センターのポータルサイトにおける積極的な情報発信とともに、啓発週間に合わせて、ギャンブル等依存症に関するシンポジウムを開催するために必要な支援の実施。
- 都道府県等においてリーフレット等により地域の相談窓口の普及啓発を実施できるよう、取組を促進。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

依存症の理解を深めるための啓発事業や依存症対策全国センターのポータルサイトの周知を通じて、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口の周知などの普及啓発活動を実施した。また、都道府県等が、リーフレット等により地域の相談窓口の周知や正しい知識の啓発を行う場合の財政支援を行った。これらのことから平成 31 年基本計画に定めたとおりの取組が実施されたものと評価できる。

しかしながら、ギャンブル等依存症に関する正しい知識が十分に普及しているとはいえず、そのことがギャンブル等依存症である者等及びその家族が支援へつながることや、ギャンブル等依存症である者等が社会復帰することへの阻害要因になっていることが考えられる。そのため、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発を一層進める必要がある。

したがって、厚生労働省は、以下の取組を実施する。

- 国民に伝えるメッセージを明確化し、依存症の理解を深めるための啓発事業等を活用したギャンブル等依存症の正しい知識や相談窓口の積極的な普及啓発の実施。
- 引き続き、都道府県等がリーフレット等により地域の相談窓口を周知することや様々な普及啓発に取り組むことを技術的及び財政的に支援。
- メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚に対する傾聴を中心とした支援を行う者（心のサポーター）の養成をはじめとする精神疾患に関する普及啓発の取組を通じて、周囲がギャンブル等依存症を含む依存症に早期に気づけるよう普及啓発の取組を推進。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

【目標と具体的取組】

消費者庁は、ギャンブル等に関する消費行動及び注意喚起・普及啓発施策の認知度の実態調査の結果を活用し、消費者に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発の取組を効果的に実施。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、消費者庁は、平成 30 年 3 月にギャンブル等依存症に関する消費者向けの注意喚起・普及啓発資料「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」（以下「注意喚起・普及啓発資料」という。なお、改訂版も同略記を用いる。）を公表し、同時に、同庁ウェブサイトの特設ページを設け、多重債務問題についての情報等へもアクセスが容易になるよう、随時内容の更新を行うなど、消費者によるギャンブル等依存症問題への理解増進を支援してきた。

一方で、注意喚起・普及啓発資料については、基本法の施行をはじめとする、その後の状況変化が反映されておらず、特設ページには、ギャンブル等依存症に関連すると思われる消費生活相談の事例等は掲載されていなかったため、掲載内容を見直すとともに多くの方にこれらの情報を閲覧してもらえよう多様な手段によって発信することが必要であった。また、注意喚起・普及啓発の施策の認知度等や消費生活センターへ消費生活相談を行うに至っていない方の実態については、従来、必ずしも把握できておらず、より効果的な注意喚起・普及啓発の施策の実施手法等の分析が困難であった。

そのため、平成 31 年基本計画においては、平成 31 年 3 月に関係省庁等と連携の上で改訂した注意喚起・普及啓発資料を多様な啓発の場面で活用するほか、特設ページにおいて地方公共団体における啓発事例を紹介するなどの必要な内容の更新を行うこととした。また、消費者庁の公式の SNS をはじめとする多様な手段を活用し、特設ページの閲覧を促すなどの取組により、積極的に情報提供を進めることとした。あわせて、関係省庁等と調整の上、消費者庁において、注意喚起・普及啓発の施策の認知度等及び国民のギャンブル等の消費行動等に関する実態調査を実施することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

注意喚起・普及啓発資料について、啓発週間に開催されたシンポジウム等で配布するとともに、年間を通じ、機会を捉えて様々な啓発の場面で配布した。また、注意喚起・普及啓発資料の内容を更新し、特設ページへ掲載して消費者への周知を行った。特設ページについては、地方公共団体における啓発事例を掲載して紹介するなど、掲載内容を充実させ、ギャンブル等依存症対策に関する情報提供が的確に行われるよう特設ページの更新を行うとともに、消費者庁公式ツイッター等により特設ページへの閲覧を促した。令和 3 年 1 月には、ギャンブル等に関する消費実態及びギャンブル等依存症対策に関する注意喚起・普及啓発の施策の認知度等について実態調査を行い、同年 6 月に調査結果を公表した。

消費者庁による注意喚起・普及啓発資料の機会を捉えた配布、及び特設ページの更新と

当該ページの閲覧を促す情報発信が多様な手法によって実施されたことにより、ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供が着実に行われたと評価できる。また、ギャンブル等に関する消費行動及び注意喚起・普及啓発施策の認知度の実態調査により、より効果的な注意喚起・普及啓発につなげるための実態把握が着実に行われたと評価できる。

消費者庁は、ギャンブル等に関する消費行動及び注意喚起・普及啓発施策の認知度の実態調査の結果を活用して、消費者に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発の取組をより効果的に行う。

【目標と具体的取組】

消費者庁は、地方公共団体に対する啓発用資料の提供や地方公共団体による普及啓発の取組事例の紹介を通じ、地域におけるギャンブル等依存症に関する普及啓発の支援を促進。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、消費者庁は、関係省庁等と連携の上、多重債務者の増加抑制に資するよう、平成 30 年 3 月にギャンブル等依存症に関する消費者向けの注意喚起・普及啓発用資料を公表し、同年 11 月には青少年向けの啓発用資料「「のめり込み」にはくれぐれも御注意を」（以下「青少年向け啓発用資料」という。）を公表し、消費者団体、経済団体などの関係団体等を含め、周知を図ってきた。

一方で、従来、国レベルで作成していた注意喚起・普及啓発のための資料には、各都道府県・指定都市内の個別具体的な関係先（借金の問題の解決のための相談支援を担う機関、治療・回復支援を担う機関等）が記載されておらず、きめ細かく活用するには限界があり、加えて、ギャンブル等へののめり込みを生じさせないようにするための啓発活動については一層の強化の余地があった。

そのため、平成 31 年基本計画においては、平成 31 年 2 月に内閣官房、金融庁、法務省及び厚生労働省と共同で消費者庁が作成したギャンブル等依存症に関する啓発用資料のサンプルの地方公共団体における活用促進、地方公共団体における啓発活動の優良事例の周知等を行うこととした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

都道府県等消費者行政担当課長会議を通じ、ギャンブル等依存症に関する啓発用資料のサンプルの活用を要請したほか、消費者庁ウェブサイトに出した特設ページに地方公共団体によるギャンブル等依存症対策に関する普及啓発の取組事例を掲載しており、地域における普及啓発の支援が着実に進められたと評価できる。

消費者庁は、引き続き、啓発用資料の提供や地方公共団体による普及啓発の取組事例の紹介により、地域におけるギャンブル等依存症に関する普及啓発の支援を進める。

【目標と具体的取組】

- 消費者庁は、地方公共団体、消費者団体等に対して、啓発週間などの機会を捉えて青少年向けの啓発資料を周知すること等により、青少年等に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発を実施。
- 文部科学省は、消費者庁と連携し、国公私立大学や専門学校等に対して、ギャンブル等依存症に関する啓発用資料について周知するなど、普及啓発を実施。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、消費者庁は、関係省庁等と連携の上、多重債務者の増加抑制に資するよう、平成 30 年 3 月にギャンブル等依存症に関する消費者向けの注意喚起・普及啓発用資料を公表し、同年 11 月には青少年向け啓発用資料を公表して、消費者団体等の関係団体等を含め、周知を図ってきた。

青少年向け啓発用資料の周知については、金融庁、消費者庁、文部科学省においてそれぞれの関係団体等に対し行われていたが、ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、一層、不断に青少年に対する啓発を推進することが必要であり、各関係団体等への周知を継続的に進めていく必要があった。

そのため、平成 31 年基本計画においては、消費者庁は、青少年向け啓発用資料の関係団体等に対する継続的な周知及び消費者月間等と連携した各種啓発イベント等における周知を行うとともに、必要に応じて青少年向け啓発用資料の更新を行うこととした。また、文部科学省においても、専門学校や大学等に対して普及啓発を推進することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

消費者庁においては、青少年向け啓発用資料を各種シンポジウム等で配布し、令和 2 年 3 月には内容を更新して消費者庁ウェブサイトに掲載した。文部科学省においては、毎年の啓発週間において国公私立大学や専門学校等に対して青少年向け啓発用資料を周知することにより、大学等に対するギャンブル等依存症問題に係る知識の普及啓発を進めてきた。消費者庁及び文部科学省の上記取組により、平成 31 年基本計画の対象期間中をかけた、着実に青少年等に対する普及啓発が行われたと評価できる。

消費者庁及び文部科学省は、引き続き、地方公共団体、消費者団体などの関係団体、国公私立大学や専門学校等に対する啓発用資料の周知を通じて、青少年等に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発の取組を行う。

【目標と具体的取組】

文部科学省は、新たに精神疾患を取り上げることとした新高等学校学習指導要領の令和4年度からの実施にあたって、精神疾患の一つとしてギャンブル等も含めた依存症を取り上げることとした新高等学校学習指導要領解説に基づき、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した「教師用指導参考資料」「高校生向け啓発資料」の積極的・効果的な活用を促すため、協議会等で周知を実施。

（１）平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成31年基本計画策定以前において、学習指導要領等に記述がないギャンブル等依存症については、学校教育における直接的な指導がなされてこなかったところ、令和4年度入学生より順次実施される新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示。以下「新学習指導要領」という。）の保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患を取り上げ、平成30年7月公表の新高等学校学習指導要領解説において、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症も含めた依存症について取り上げることとした。

一方で、ギャンブル等依存症について、実際に指導を行う教員の理解が十分でなかったことや、学校において指導する上で、参考となる資料が十分に整備されていなかったことから、新学習指導要領の周知や参考資料の作成・普及等により、教員のギャンブル等依存症に対する理解を深め、学校における指導を促していく必要があった。

そのため、平成31年基本計画においては、以下の取組を推進することとした。

- 全国の学校体育担当指導主事等に対し、新学習指導要領を各種研修会等で周知。
- 学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料を周知し、その活用を促進。
- 令和元年度中に子供の発達段階に応じた子供向け啓発資料を作成し、活用を促進。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

新学習指導要領や教師用指導参考資料を協議会等で周知し、また、依存症に関する啓発資料作成委員会を立ち上げ、高校生向け啓発資料（『「行動嗜癖」を知っていますか？ギャンブル等にのめり込まないために』）を作成し、協議会等で周知した。

これらの取組の実施により、学校において指導する上で、参考となる資料の整備が進んだと評価できる。

文部科学省は、令和4年度からの新学習指導要領実施にあたって、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した「教師用指導参考資料」「高校生向け啓発資料」の積極的・効果的な活用を促すため、協議会等で周知を実施する。

【目標と具体的取組】

文部科学省は、以下の取組を推進。

- 全国各地域で、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を実施。
- 毎年事例集等を作成のうえ、ホームページに掲載することで周知し、地域における社会教育施設等を活用した啓発講座の取組を促進。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、文部科学省は、社会教育施設等を活用し、様々な依存症の知識やリスク等について保護者等に啓発講座を実施する「依存症予防教室」の取組を支援してきた。

一方で、地方公共団体や教育委員会、民間団体等において保護者等に対する啓発活動の取組を更に推進していく必要があることや、地方公共団体や教育委員会のギャンブル等依存症に対する理解や関心度が必ずしも十分とは言えず、啓発プログラムの開発・普及やギャンブル等依存症について啓発を行える専門的な人材を育成することが課題となっていた。

そのため、平成 31 年基本計画においては、「依存症予防教室」を引き続き各地域において実施することとしたほか、各地域の事例を分析し、啓発講座の事例集等を作成・周知を行い、地域における社会教育施設等を活用した保護者等に対する啓発講座の取組を促すこととした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

「依存症予防教室」を全国各地で毎年開催してきたほか、毎年作成している事例集のホームページへの掲載・周知をしており、また、公民館等における啓発講座の実施などの社会教育施設等の活用についても周知していることから、平成 31 年基本計画に設定した取組を実施し、保護者等への啓発の取組が進んだものと評価できる。

文部科学省は、引き続き、全国各地域で、「依存症予防教室」を実施するとともに、毎年事例集等を作成のうえ、ホームページに掲載することで周知し、地域における社会教育施設等を活用した啓発講座の取組を促進する。

【目標と具体的取組】

金融庁は、改訂した金融経済教育関係のガイドブック、コアコンテンツや動画コンテンツ等を利用し、ギャンブル等依存症と関係の深い多重債務問題をその内容に含む金融経済教育を実施。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、金融庁は、金融庁が発行する金融経済教育関係のガイドブック（以下「ガイドブック」という。）において、多重債務防止の啓発も行っていたところ、ガイドブックにギャンブル等依存症が多重債務の原因となることが明示的に記載されておらず、ギャンブル等依存症に関する相談拠点に係る連絡先についても記載がなかった。

そのため、平成 31 年基本計画においては、金融庁は令和元年度内を目途に、ガイドブックの改訂等によりギャンブル等依存症等に関する記載を盛り込み、上記の対応を行ったガイドブック等を用いた金融経済教育を通じ、金融に関する知識と判断力（金融リテラシー）を身に付けて生活スキルを高める取組等を行うこととしていた。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ガイドブックについて、令和 3 年 2 月にギャンブル等依存症等に関する記載を盛り込むなどの改訂を行うとともに、人生とお金の関係について関心を持ってもらうためのエントリー教材である「コアコンテンツ」を大学生向けの講義において活用することを通じてギャンブル等による借金や多重債務などのトラブルについて周知していることから、平成 31 年基本計画に設定した目標を達成し、金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発が進んでいると評価できる。

金融庁は、引き続き、ギャンブル等依存症と関係の深い多重債務問題や、家計管理の重要性等について、ギャンブル等依存症等の記載を盛り込む改訂を行ったガイドブックや、コアコンテンツや動画コンテンツ等も利用した金融経済教育の実施を通じ、金融リテラシーの向上に努める。

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、職場における啓発のため、以下の取組を推進。

- 産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレットを周知。加えて、健康保険組合等に対して依存症のリーフレット等を周知し職場への啓発を実施。
- 医療機関、精神保健福祉センター等が参画する包括的な連携協力体制に産業保健総合支援センターが参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。
- 産業保健総合支援センター等の関係職員を研修対象に追加した依存症支援者研修を実施。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においては、都道府県単位で設置されている産業保健総合支援センターが、事業場の産業保健スタッフから労働者のギャンブル等依存症についての相談が寄せられても対応できる状況になかったため、産業保健総合支援センターが医療機関、精神保健福祉センター等が参画する各地域の包括的な連携協力体制に参画し、事業場の産業保健スタッフから労働者のギャンブル等依存症についての相談が産業保健総合支援センターに寄せられた場合には、相談窓口や依存症のリーフレット等を紹介できるよう、支援する必要があった。

そのため、平成 31 年基本計画において、厚生労働省は以下の取組を実施することとした。

- 産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じたギャンブル等依存症の相談窓口及び依存症のリーフレットの周知や、健康保険組合等に対する依存症のリーフレット等の周知による職場への啓発の実施。
- 産業保健総合支援センターが、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する各地域の包括的な連携協力体制に参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。
- 依存症対策総合支援事業における依存症支援者研修の中で、産業保健総合支援センター等の関係職員を研修対象に追加。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

厚生労働省は、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知を行うとともに、依存症対策総合支援事業における依存症支援者研修の中で、産業保健総合支援センター等の関係職員を研修対象に追加していることから、平成 31 年基本計画に定めたとおりに取組が実施され、職場における普及啓発の取組が進んだと評価できる。引き続き、産業保健総合支援センターや健康保険組合などの関係機関と連携して、ギャンブル等依存症の相談窓口等の周知を図ることが重要である。その上で、地域の実情等を踏まえた連携会議の開催を促すとともに、地域の関係機関の職員に対する研修の実施等を通じた連携の促進をより一層図っていく必要

がある。

したがって、厚生労働省は以下の取組を実施する。

- 引き続き、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレットを周知。加えて、健康保険組合等に対して依存症のリーフレット等を周知し職場への啓発を実施。
- 引き続き、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する包括的な連携協力体制に産業保健総合支援センターが参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。
- 引き続き、産業保健総合支援センター等の関係職員を研修対象に追加した依存症支援者研修を実施。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

Ⅲ 依存症対策の基盤整備・様々な支援：基本法第 16～21 条関係

第 1 各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現【内閣官房・厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】：基本法第 20 条関係

【目標と具体的取組】

都道府県等において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援をより一層推進するため、以下の取組を実施。

- 厚生労働省は、令和 4 年度中に、特に連携会議が未設置の都道府県・政令指定都市に対して通知を発出し、精神保健福祉センター等が連携会議を開催するよう依頼。
- 関係省庁は、令和 4 年度中に、関係機関に通知を発出し、関係事業者は、連携協力体制に積極的に参画。
- 内閣官房は、令和 5 年度中を目途に各地域のギャンブル等依存症対策に関する調査を実施。
- 厚生労働省は、上記の内閣官房における調査を踏まえ、現在の支援体制の有効性に係る検討に着手するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進による市町村における地域精神保健の充実等の具体化に着手。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても各機関において個別に連携に向けた取組を講じていたが、関係機関が包括的に連携する体制が構築されていなかったため、基本法第 20 条の規定を踏まえ、平成 31 年基本計画においては、各地域における包括的な連携協力体制を構築するために以下の取組を実施することとした。

- 厚生労働省は、令和元年度中に、都道府県・政令指定都市に対して通知を発出し、精神保健福祉センター等が連携会議を開催するよう依頼し、毎年度、その状況を検証。
- 関係省庁は、令和元年度中に、関係機関に通知を発出し、連携協力体制に参画し、その強化を図るよう指示。

※ 主な関係機関

依存症専門医療機関やその他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

(1) で掲げた取組についてこれまで次のとおり実施した。

- 厚生労働省は、関係機関間の連携協力体制を構築するため、都道府県・政令指定都市

等に対し、精神保健福祉センター等において、地域の実情等を踏まえて、関係機関を構成員に含めた連携会議を開始するよう令和元年度に依頼。

- 関係省庁は関係機関に対し各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、令和元年度に通知を発出。

これらの取組のほか、各省庁における関係機関に対する働きかけが行われており、平成31年基本計画に掲げた目標を達成している。加えて、令和3年9月末時点で35の連携会議が都道府県及び政令指定都市で設置されていることから、各地域における包括的な連携協力体制の構築が進んでいると評価できる。

一方で、連携会議が未設置の都道府県及び政令指定都市があること、関係者会議において関係機関間の連携の充実に係る意見があったことも踏まえ、各地域の包括的な連携協力体制への更なる参画等による、より一層の連携が必要である。加えて、個別の支援の段階において十分な連携協力が実施されているかについては、地域ごとにばらつきが見られることから、各地域の個別の支援の段階における連携協力を後押しするとともに、特に、支援の枠組みに一度つながったものの当該枠組みから離れてしまった層等に対して地域を挙げた包括的な支援を行う必要がある。

そのため、以下に掲げる取組の総合的な推進を通じ、包括的な支援を実現する。

- 包括的な連携協力体制の構築に向けた取組

- ① 厚生労働省は特に連携会議が未設置の都道府県及び政令指定都市に対し、令和4年度中に改めて通知を発出し、上記関係機関間の連携協力体制を構築するため、都道府県及び政令指定都市が指定する機関（精神保健福祉センター等）において、地域の実情等を踏まえて、上記関係機関を構成員に含めた連携会議の開催を促進。

- ② 関係省庁は関係機関に対し、令和4年度中に改めて通知を発出し、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用の検討を促進。

（関係省庁と通知先の関係機関の対応）

関係省庁	通知先の関係機関
農林水産省	競馬主催者等
経済産業省	競輪及びオートレースの各施行者
国土交通省	モーターボート競走の各施行者
警察庁	ぱちんこの業界団体、都道府県警察
金融庁	財務局等・地方公共団体の多重債務担当課
消費者庁	各消費生活センター
法務省	日本司法支援センター、矯正施設、保護観察所、日本司法書士会連合会
文部科学省	各都道府県等の教育委員会

- ③ 関係事業者において、各地域の包括的な連携協力体制へ積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、各種依存症対策への活用を検討を実施。

○ 個別の支援の段階における連携協力の推進に係る取組

- ④ 内閣官房において、地域におけるギャンブル等依存症対策の発展及び厚生労働省における支援体制の検討に資するよう、令和5年度中を目途に各地域のギャンブル等依存症対策に関する調査を実施。

⑤ 厚生労働省において、以下の取組を推進。

- ・相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関等は、支援における連携協力の基盤となることから、未整備の都道府県及び政令指定都市における整備の推進。
- ・依存症専門医療機関は、関係機関等との連携が図られることがその選定基準として明示されていること等を踏まえ、既に依存症専門医療機関が整備されている都道府県及び政令指定都市においても、複数の医療機関が依存症専門医療機関として選定されるよう促し、医療提供体制の強化を推進。
- ・依存症対策全国センターにおける研修をはじめとする各種研修等において、各地域での連携協力の具体的な方法の検討に資するよう、地域における支援段階での連携協力に関する先進的な事例を紹介。
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書に基づき、ギャンブル等依存症をはじめとする依存症を含む精神障害を有する者等を重層的な連携により支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し、市町村における地域精神保健の充実等の具体化に着手。
- ・上記④の内閣官房における調査を踏まえ、現在の支援体制の有効性に係る検討に着手。

⑥ 関係省庁等において、ギャンブル等依存症である者等が多重債務問題等を契機に関係する相談機関につながった際に、ギャンブル等依存症問題への対応として、地域の関係機関につなげられるよう、以下の取組を実施。

- ・消費者庁及び金融庁において、治療等のための機関の紹介や関係機関の連絡先一覧の記載がある「ギャンブル等依存症が疑われる方やそのご家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）を必要に応じて改訂するとともに、対応マニュアルも活用した消費生活相談員及び多重債務相談員向けの研修等を引き続き実施。
- ・日本司法書士連合会において、ギャンブル等依存症問題を含む多重債務に関する研修会を開催するとともに、各司法書士会に対しても、上記研修会等に倣った積極的な取組を依頼。
- ・日本司法支援センターにおいて、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化。

⑦ 総務省は、各府省行政苦情相談連絡協議会等において、総務省の行政相談の取組状況を共有するとともに、関係機関における情報提供例を紹介。

また、総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センター）において、各府省の取組に関するポスターの掲示、パンフレット、リーフレット等の提供を行うほか、同センターにおいて国民からの照会に対し、関連する施設や関係機関を紹介。

第2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】

【目標と具体的取組】

内閣官房は以下の取組を推進。

- 関係省庁の協力を得て、都道府県計画の策定及び変更を支援。
- 令和5年度を目途に各地域のギャンブル等依存症対策に関する調査を実施。

（1）平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

地域におけるギャンブル等依存症対策の推進を図るためには、都道府県を中心とした、地域としての一体的な取組が必要であり、また、基本法第13条において都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県計画を策定するよう努めなければならないとされている。これらのことから、平成31年基本計画において、内閣官房は、全都道府県が速やかに都道府県計画を策定するよう、関係省庁の協力を得て、都道府県を対象とした説明会の実施等により、都道府県計画の策定を支援することとした。

また、令和2年度以降、毎年度、都道府県計画の策定状況を取りまとめ、本部に報告することとした。

（2）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

内閣官房において、都道府県を対象とした説明会の実施をはじめとする都道府県計画の策定支援を行い、また、令和2年度までの都道府県計画の策定状況について本部に報告を行った。これらの取組が実施されていることから、平成31年基本計画において設定した目標を達成していると言える。加えて、令和3年9月末時点で21の道府県において都道府県計画が策定されていることから、地域におけるギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な取組が進んだと評価できる。

一方で、都道府県計画の策定期未定の県もあることから、各都道府県の地域の実情を把握しながら、全ての都道府県において速やかに都道府県計画が策定されるよう、引き続き支援していくことが必要である。

したがって、内閣官房は以下の取組を行う。

- 全都道府県が速やかに都道府県計画を策定するよう、関係省庁の協力を得て、都道府県を対象とした説明の実施等により、引き続き都道府県計画の策定を支援。また、既に都道府県計画を策定済みの都道府県に対しては、都道府県計画が基本法上、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないとされていることから、都道府県計画の変更に係る検討を行う都道府県に対して、会議の参加等を通じた都道府県計画の変更を支援。
- 地域におけるギャンブル等依存症対策の発展等に資するよう、令和5年度中を目途に各地域のギャンブル等依存症対策に関する調査を実施。

第3 相談支援・治療支援：基本法第16・17条関係

1 都道府県・政令指定都市における相談体制の充実【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- 都道府県等の実施する相談の取組に対する財政支援を実施。
- 相談対応に従事する者の技術をより一層向上させるための研修を実施。
- 相談機関と関係機関の連携を含むギャンブル等依存症対策の連携協力の促進。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成31年基本計画策定以前においても、厚生労働省は、ギャンブル等依存症である者等からの相談における相談体制を更に充実するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を発出し、各都道府県及び政令指定都市において依存症相談員を配置して相談支援等を実施する相談拠点の整備を進めていた。また、依存症対策全国センターにおける全国会議の開催等を通じて相談支援等を実施する相談拠点の整備を進めるとともに、相談拠点が整備された都道府県及び政令指定都市を依存症対策全国センターのポータルサイトに掲載し、広く周知をしていた。

一方で、一部の都道府県及び政令指定都市において相談拠点の設置が遅れているため、全ての都道府県及び政令指定都市では相談拠点を整備できておらず、また、全国の相談拠点等が掲載されている依存症対策全国センターのポータルサイトが広く国民に認知されていなかった。

そのため、平成31年基本計画において、厚生労働省は以下の取組を実施することとした。

- 令和2年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市に相談拠点の整備を目指すとともに、依存症対策全国センターにおいて全国会議を開催し、相談拠点の好事例を展開。
- 令和元年度に、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるための取組を実施。
- 都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を促進。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

依存症対策全国センター等において、相談業務従事者を対象としたギャンブル等依存症対策の専門研修を実施し、厚生労働省において、相談拠点を未整備の都道府県及び政令指定都市に対して設置の要請をするなどした結果、令和3年9月末時点において65の都道府県及び政令指定都市で相談拠点が整備された。また、依存症対策全国センターにおいて、相談員等を養成するための研修を実施するとともに、都道府県等依存症専門医療機関／相談員等合同全国会議を開催し、相談から治療・回復支援に至る地域連携の取組事例について、

情報共有を図った。相談拠点の整備については、平成 31 年基本計画に掲げた全都道府県・政令指定都市における整備には至っていないものの、確実に全国的な整備が進んでいると評価できる。

依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度向上については、普及啓発事業や、各種会議、講演会、研修等において同サイトを紹介し、周知に努めた。また、都道府県等が連携協力体制の構築やその強化に必要な取組を実施する場合の補助を行っており、都道府県等における連携会議の設置が進んでいる。

精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症に関する相談件数は、平成 30 年度 5,520 件、令和元年度 5,987 件、令和 2 年度 6,413 件（衛生行政報告例）と年々増加しており、相談拠点の明示、啓発、連携強化などの取組の成果であると考えられ、上記の平成 31 年基本計画に掲げた取組の実施により、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援の強化が進んでいるものと評価できる。

今後も引き続き、都道府県及び政令指定都市の相談拠点における相談や、相談拠点以外での相談の取組を促進するとともに、研修等により相談対応に従事する者の技術向上を図る必要がある。また、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力の促進を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を引き続き進める必要がある。

したがって、厚生労働省は、以下の取組を実施する。

- 都道府県及び政令指定都市による相談拠点における相談や、相談拠点以外での相談の取組を促進するため、都道府県及び政令指定都市が実施する相談の取組に対する財政支援を実施。
- 相談対応に従事する者の技術をより一層向上させるため、依存症対策全国センターにおいて依存症相談対応指導者養成研修を実施。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を進めるため、引き続き、相談窓口の周知の取組や、関係機関から相談機関へつなぐなど、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の普及啓発及び連携協力を促進。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

2 ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

【目標と具体的取組】

家族への支援を実施するため、以下の取組を実施。

- 厚生労働省は、都道府県・政令指定都市による相談事業の充実の支援や地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組の支援等を通じて、家族に対する相談・回復支援等を強化。
- 家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談・治療機関につなげるといった取組を適切に実施するため、関係省庁は各地域の包括的な連携協力体制の構築を促進。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においてもギャンブル等依存症である者等の家族を支援するための取組として、例えば関係事業者による家族申告によるアクセス制限の運用の一部開始や、厚生労働省及び総務省による相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備促進や民間団体への活動支援を行っていた。

しかし、家族に対してギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解が浸透していない場合もあり、家族申告によるアクセス制限をはじめとする各種取組や相談窓口等が家族に十分に認知されていない点や、関係機関の連携による家族支援を十分にできていない点が課題であった。

そのため、平成 31 年基本計画においては、ギャンブル等依存症である者等の家族への支援を強化するために以下の取組を実施することとした。

- 関係事業者は、家族申告によるアクセス制限等を家族に周知徹底。家族を相談・治療機関に着実につなげられるよう、各地域の包括的な連携協力体制に参画。
- 厚生労働省及び総務省において、令和 2 年度中を目途に全都道府県・政令指定都市に相談拠点等を整備するとともに、自助グループをはじめとする民間団体が行う活動を支援する事業の活用を促進するなどにより、家族に対する相談・回復支援等を強化。
- 消費者庁において、借金の肩代わりは禁物であることなどの家族が気を付けるべきポイントを明記した地方公共団体向けの啓発用資料の活用を促進するなど、家族に対する予防教育・普及啓発を強化。
- 家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談・治療機関につなげるなどの取組を実施するため、各地域の包括的な連携協力体制を構築。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

（１）で掲げた施策について、これまでに次のとおり実施した。

- 関係事業者の取組
 - ・関係事業者は、本人・家族申告によるアクセス制限制度について、インターネットや SNS 等の活用により周知を強化。
 - ・各地域の包括的な連携会議をはじめとする都道府県等が開催する会議に参画。

- ・ばちんこ業界は本人同意のない家族申告プログラムによる入店制限の導入拡大を推進。
- 厚生労働省をはじめとする関係省庁による家族に対する相談・回復支援等の強化
- ・厚生労働省は、令和2年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市に相談拠点等を整備するため、未整備の都道府県及び政令指定都市へ設置及び選定を要請。
 - ・厚生労働省は、自助グループなどの民間団体が行うミーティングなどの活動を支援する事業を引き続き実施したほか、都道府県等を通じて、依存症対策総合支援事業を活用し、家族を支援するための家族教室等を実施。
 - ・関係省庁は、ギャンブル等依存症が疑われる方やそのご家族向けの注意事項や相談窓口等を紹介する資料を作成、周知。
- 関係省庁による家族に対する予防教育・普及啓発の強化
- ・厚生労働省は、特設ページの開設や SNS 等を活用した普及啓発をはじめとする普及啓発活動を実施。
 - ・消費者庁は、消費者庁ウェブサイト内の特設ページ等を改訂・SNS 等の手段を活用し、同ページの閲覧を促進。また、家族が気を付けるべきポイントを明記した地方公共団体向けの啓発用資料の活用を促進するなどして家族に対する予防教育・普及啓発に努めたほか、本人向け啓発用資料とは別に、家族向け資料「御家族の皆様も、的確な対応のために必要な環境へとつながることが必要です」を作成。
 - ・文部科学省は、毎年開催した「依存症予防教室」事業において、各地域におけるギャンブル等依存症を含む依存症予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座を実施。また、毎年「依存症予防教室」の事業の成果を取組事例集として取りまとめて、ホームページに掲載することで周知。
- 各地域の包括的な連携協力体制の構築
- ・厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和元年9月17日付け、障発 0917 第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を都道府県知事及び指定都市市長宛てに発出。
 - ・関係省庁は、各省庁の都道府県・政令指定都市の所管部局や所管団体等に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を発出。
- このように平成31年基本計画に定めた取組の多くが実施されたことにより、ギャンブル等依存症である者等の家族への支援の強化が進んだと評価できる。
- 一方で、家族への支援の実施は今後も重要であることから、関係省庁は引き続き、ギャンブル等依存症である者等の家族への支援を進める必要がある。
- したがって、関係省庁及び関係事業者において、以下の取組を行う。
- 厚生労働省及び総務省は、都道府県及び政令指定都市による相談事業の充実を支援するとともに、引き続き、地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組

の支援を行うことにより、家族に対する相談・回復支援等を推進。

- 消費者庁は、消費者庁ウェブサイト内の特設ページ等を必要に応じ更新し、ギャンブル等依存症である者等の家族への支援に係る情報を含め、引き続き関連情報の提供を実施。
- 金融庁は、消費者庁とも連携しつつ、ギャンブル等依存症である者等の家族への支援に係る情報を含め、引き続き関連情報の提供を実施。
- 文部科学省は、ギャンブル等依存症を含む依存症予防に資するため、全国各地域で、「依存症予防教室」を実施。
- 司法書士連合会は司法書士に対し、また、日本司法支援センターは日本司法支援センター職員に対してギャンブル等依存症である者等の家族への対応に関する理解・認識を促進する取組を引き続き実施。
- 関係事業者は、本人・家族申告によるアクセス制限などの取組や公営競技カウンセリングセンター、支援センター、アドバイザー等による家族に対する周知の強化を実施。
- 家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談・治療機関につなげるといった取組を適切に実施するため、関係省庁は、関係機関に対する通知の発出を通じて地域の関係機関が参加する包括的な連携協力体制の構築をより一層促進。

3 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャーにおける適切な支援【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、婦人相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャーへギャンブル等依存症に関する知識やギャンブル等依存症である者等への対応方法を周知。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、厚生労働省は、婦人相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー（以下「福祉関連従事者」という。）に対して、一定程度、ギャンブル等依存症についての知識やギャンブル等依存症である者等の対応等について周知等をしていた。

一方で、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識及び対応方法を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる必要があった。

そのため、平成 31 年基本計画において、厚生労働省は、ギャンブル等依存症に関する知識や対応等について、令和元年度中に依存症対策全国センターのポータルサイトに研修用動画を掲載することとした。また、児童相談所の職員等については「子ども虐待対応の手引き」や通知等により、児童虐待防止対策に係るギャンブル等依存症問題について周知するとともに、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャーについては令和元年度中に依存症対策総合支援事業の研修対象に追加することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

婦人相談員向けガイドラインや、子ども虐待対応の手引き等で、依存症などの問題を抱える者に対する適切な対応方法について周知するとともに、福祉関連従事者が、ギャンブル等依存症の知識を習得するための研修用動画を作成してホームページに掲載した。また、依存症対策総合支援事業実施要綱を改正し、都道府県等が実施する「地域生活支援者研修」の予算補助事業の実施要綱上の対象者に、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャーを追加した。これらの取組が実施されたことにより、福祉関連従事者へのギャンブル等依存症に関する知識や対応方法等についての周知が進んだものと評価できる。引き続き、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識及び対応方法を向上させることが必要である。

したがって、厚生労働省は、福祉関連従事者への研修の実施やガイドライン等の周知により、ギャンブル等依存症に関する知識やギャンブル等依存症である者等への対応方法の普及を図る。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

【目標と具体的取組】

- 消費者庁は、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、対応マニュアルを金融庁と共に必要に応じて改訂するとともに、消費生活相談体制の整備や研修等により地方公共団体に対する支援を実施。
- 国民生活センターは、ギャンブル等依存症に関わる消費生活相談への対応について、消費生活相談員向けの研修等により相談対応の実務への定着を促進。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、消費者庁は、多重債務者への相談対応を含め、消費生活センターの設置促進、消費生活相談員の増加等により地域における消費生活相談体制の整備を支援してきた。また、対応マニュアルを金融庁と共同で作成・公表し、国民生活センターが実施する消費生活相談員向け研修においてギャンブル等依存症対策に関する講義を行い、消費生活相談員の研修への参加を支援してきた。

一方で、基本法においては、ギャンブル等依存症への対策を講ずるに当たり、アルコール等に対する依存に関する施策との有機的な連携が求められたが、基本法施行以前に作成していた対応マニュアルにはそうした内容は含まれていなかった。

そのため、平成 31 年基本計画においては、基本法の施行などの状況変化を踏まえて必要に応じ対応マニュアルを改訂するとともに、消費者庁職員等が講師となり、国民生活センターがギャンブル等依存症対策に関する講義を含む研修を実施し、研修への参加を支援することとした。あわせて、平成 31 年基本計画の対象期間中をかけて、地方消費者行政の体制整備、消費者安全確保地域協議会の設置等を支援することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和 2 年 3 月、金融庁と共に対応マニュアルを改訂し、アルコール等に対する依存が疑われる場合の関係機関との連携について内容に含めるとともに、消費生活相談員の相談対応のイメージを付録として加えるなど、マニュアルの内容を充実させたほか、改訂した対応マニュアルを用いて、国民生活センターが行う研修において消費者庁職員が講師となり講義を行った。また、平成 31 年基本計画の対象期間中にかけて、地方消費者行政強化交付金を通じ、地方消費者行政の体制整備や消費者安全確保地域協議会の設置、国民生活センターの行う研修への参加に係る支援を行った。

平成 31 年基本計画に定められた消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援については、対応マニュアルの改訂と研修による相談実務への定着、及び地方消費者行政強化交付金を通じた地方公共団体の体制強化の支援等を通じて着実に推進されたと評価できる。

消費者庁は、引き続き消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、必要に応じて金融庁と共に対応マニュアルを改訂するとともに、消費生活相談体制の整備や研修等により地方公共団体に対する支援を行う。国民生活センターは、ギャンブル等依存症に関わる消

費生活相談への対応について、引き続き消費生活相談員向けの研修等を通じて相談対応の実務への定着の促進を図る。

【目標と具体的取組】

金融庁は、対応マニュアルも活用した研修を実施するとともに、対応マニュアルを消費者庁と共に必要に応じて改訂。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、金融庁は、金融庁、財務局等及び地方公共団体に設置されている多重債務相談窓口に対し、対応マニュアルを周知し、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制を構築するなどしていたところ、多重債務相談窓口に対し実施したアンケート結果によると、一定の連携実績が見られた一方で、連携先・連携方法が不明であり連携できなかったとの回答も散見された。

そのため、平成 31 年基本計画においては、対応マニュアルを活用した研修を実施し、多重債務相談員のレベルアップを図るほか、多重債務相談の現場のニーズを踏まえた対応マニュアルの改訂などの取組を行うこととした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

対応マニュアルについて、更なる内容の充実を図るため、令和 2 年 3 月に消費者庁と共に改訂を行うとともに、対応マニュアルを活用した多重債務相談員向けの研修を実施していることから、平成 31 年基本計画に設定した目標を達成し、多重債務相談窓口の相談体制の強化が行われたものと評価できる。

金融庁は、対応マニュアルも活用した研修を引き続き実施することを通じて多重債務相談体制を強化するとともに、必要に応じて消費者庁と共に対応マニュアルの改訂を行う。

【目標と具体的取組】

日本司法書士会連合会は、以下の取組を推進。

- ギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成を目的として、多重債務に関する研修会を開催。
- 各司法書士会に対して、連合会主催の研修会等に倣った積極的な取組を実施するよう依頼。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、日本司法書士会連合会は、全国の司法書士会が開設する司法書士総合相談センター等における多重債務相談や、毎年 3 月を多重債務者対策の強化月間として指定しての取組を実施してきた。

一方で、司法書士がギャンブル等依存症である者等への対応について十分な理解・認識を有しているとは言えないことや各地の支援体制等との連携は局地的な取組にとどまっているなどの課題があった。

そのため、平成 31 年基本計画においては上記取組に加え、ギャンブル等依存症問題を含む多重債務事件についての研修を司法書士向けに実施するとともに、当該研修を収録した DVD を作成し、視聴を促すこととした。また、各地の支援団体等や精神科医等との連携を充実するため、各司法書士会が各地域の包括的な連携協力体制に参画することを促すこととした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症問題に関する研修会等を実施し、研修を収録した DVD を各司法書士会に配布した。また、関係機関との連携構築を目的としたシンポジウムを実施し、当該シンポジウムを収録した DVD を各司法書士会に配布するとともに、司法書士会の連携協力体制への参画状況を調査し、積極的な参画及び取組を依頼した。加えて、司法書士総合相談センターが実施する相談事業で使用する相談票を改定することにより、ギャンブル等依存症に関連する相談件数の把握を可能とした。

上記のとおり、研修会やシンポジウムを開催するとともに、各司法書士会への DVD の配布をするなどしており、平成 31 年基本計画において設定した目標を達成していると言える。一方で、連携協力体制への参画が不十分な地域も多く存在するため、引き続き、各司法書士会における積極的な取組について促していくことが必要である。

したがって、日本司法書士会連合会は、ギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成を目的として、改めてギャンブル等依存症問題を含む多重債務に関する研修会を開催するとともに、各司法書士会に対しても、上記研修会等に倣った積極的な取組を依頼する。

【目標と具体的取組】

日本司法支援センターは、多重債務者等に対する適切な情報提供のため、以下の取組を推進。

- 多重債務問題を含む法的問題を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供するため、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化。
- 各地域の包括的な連携協力体制への参画を促進。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、日本司法支援センターは、多重債務問題を含む法的問題を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供する取組を講じていた。

一方で、ギャンブル等依存症を背景とする多重債務問題等にも適切に対応するため、日本司法支援センターにおいて、支援を必要とする方やその家族等に対し、適切な相談窓口等を紹介できるようにする必要があった。

そのため、平成 31 年基本計画においては、以下の取組を実施することとした。

- ギャンブル等依存症の特性等についての説明を含む職員用の対応マニュアルを作成・配布するなどして、職員のギャンブル等依存症に関する理解・認識の徹底。
- 各地域の包括的な連携協力体制への参画等を通じた関係機関との連携に着手し、随時、ギャンブル等依存症に対応する各種支援機関・団体及びその支援内容に関する情報を収集・整理。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

多重債務問題を含む法的問題を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供するための職員用の対応マニュアルを活用した研修等を実施するとともに、各地域の包括的な連携協力体制への参画がされており、平成 31 年基本計画に掲げた目標を達成している。

これらの取組が実施されていることから、支援を必要とする方やその家族等からの問合せに対し、日本司法支援センターにおいて適切な相談窓口等の紹介をできるようにする取組が進んだものと評価できる。

日本司法支援センターは、多重債務問題を含む法的問題を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供するため、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化するとともに、各地域の包括的な連携協力体制への参画について、引き続き促進を図る。

8 全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の早期整備を含む精神科医療の充実【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- 令和5年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市において依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備。
- 1つの都道府県及び政令指定都市における複数の専門医療機関の整備を促進。
- 専門医療機関及び治療拠点機関に従事する医師や、コメディカルをはじめとするその他の医療従事者を対象に依存症の専門的医療に関する研修等を実施。
- 都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力の促進。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成31年基本計画策定以前においても、厚生労働省は、ギャンブル等依存症である者等が地域で必要な医療を受けられるよう、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関（以下「専門医療機関等」という。）の整備を進めていた。また、依存症対策全国センターにおける全国会議の開催を通じて専門医療機関等の整備を進めるとともに、専門医療機関等の選定を行った都道府県及び政令指定都市を依存症対策全国センターのポータルサイトに掲載し、広く周知をしていた。加えて、都道府県等において、医療機関と民間団体との連携体制を構築し、医療機関の効果的な支援の在り方について知見を収集するため、受診後の患者支援に係るモデル事業を実施していた。

一方で、一部の都道府県及び政令指定都市において専門医療機関等の選定が遅れているため、全ての都道府県及び政令指定都市では専門医療機関等を整備できておらず、また、全国の専門医療機関等が掲載されている依存症対策全国センターのポータルサイトが広く国民に認知されていなかった。

そのため、平成31年基本計画において、厚生労働省は以下の取組を実施することとした。

- 令和2年度までを目途に、全都道府県・政令指定都市において、専門医療機関等を整備。
- 令和元年度に、依存症対策全国センターにおける治療等の指導者養成研修を地方でも開催するとともに、全国会議を開催し、専門医療機関等の好事例を展開。
- 令和元年度に、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるための取組を実施。
- 都道府県及び政令指定都市におけるギャンブル等依存症対策の連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を促進。
- 都道府県等において、受診後の患者支援に係るモデル事業を実施。

そのほか、ギャンブル等依存症に対する専門的な医療の確立・普及の必要性があったことから、ギャンブル等依存症に対する専門的な医療の確立に向け、厚生労働省は以下の取組を実施することとした。

- 認知行動療法に基づくワークブックを使用したギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの有効性の検証や標準的な治療プログラムの普及及び均てん化を図るため、令和元年度中に調査研究に着手。
- ギャンブル等依存症に対する専門的な医療について、適切な診療報酬の在り方を検討。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

依存症対策全国センター等において、医療機関従事者を対象としたギャンブル等依存症対策の専門研修を実施し、厚生労働省において、専門医療機関等を未選定の都道府県及び政令指定都市に対して選定の要請をするなどした結果、令和3年9月末時点において、依存症専門医療機関については52、依存症治療拠点機関については41の都道府県及び政令指定都市で整備された。また、依存症対策全国センターにおいて、専門医療機関等の医療関係者を養成するための研修を実施するとともに、都道府県等依存症専門医療機関／相談員等合同全国会議を開催し、相談から治療・回復支援に至る専門医療機関の取組事例について、情報共有を図った。専門医療機関等の整備については、平成31年基本計画に掲げた全都道府県・政令指定都市における整備には至っていないものの、確実に全国的な整備が進んでいると評価できる。

依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度向上については、普及啓発事業や、各種会議、講演会、研修等において同サイトを紹介し、周知に努めた。また、都道府県等が連携協力体制の構築やその強化に必要な取組を実施する場合の補助を行っており、都道府県等における連携会議の設置が進んでいる。さらに、令和元年度から令和3年度においても受診後の患者支援に係るモデル事業を実施した。

NDB（レセプト情報・特定検診等情報データベース）を基にしたデータ（厚生労働行政推進調査事業「持続可能で良質かつ適切な精神医療とモニタリング体制の確保に関する研究 2021」）によると、精神科病棟におけるギャンブル等依存症の外来患者数は、2017年度2,246人、2018年度2,839人、2019年度3,527人、と年々増加しており、精神科医療につながっていなかった患者が精神科病院を受診する事例が増加している傾向がみられる。以上のことから、平成31年基本計画に掲げた取組の実施により、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援の強化が進んでいるものと評価できる。

加えて、調査研究に関しては令和元年度から厚生労働科学研究「ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究」に着手しており、また、診療報酬に関してはギャンブル等依存症に対する治療法に係る評価について検討し、その結果、ギャンブル等依存症に係る専門的な治療である「ギャンブル障害の標準的治療プログラム」が令和2年度診療報酬改定において保険適用の対象となっている。これらのことから、平成31年基本計画に定めた取組が実施されたと評価できる。今後も引き続き、都道府県及び政令指定都市による専

門医療機関等の選定の促進をはじめとする治療支援の取組を進める必要がある。

したがって、厚生労働省は以下の取組を推進する。

- 令和5年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市において専門医療機関等を整備。
- 既に専門医療機関等を整備した都道府県及び政令指定都市においても、複数の医療機関が依存症専門医療機関として選定されるよう促し、医療提供体制の強化を推進。
- 専門医療機関等に従事する医師の技術向上や、ギャンブル等依存症である者等の支援ができるコメディカルの養成を中心としたその他の医療従事者の治療支援に係る技術向上を図るため、引き続き依存症対策全国センターにおいて、専門医療機関等の医療関係者を養成するための研修を実施するとともに、令和元年度から令和3年度まで実施された「ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究」における成果を踏まえつつ、ギャンブル等依存症の標準的治療プログラムの普及を促進。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を進めるため、引き続き、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力を促進。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

第4 民間団体支援：基本法第19条関係

1 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援 【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- 都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援や、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援の実施。
- 都道府県等の相談機関における民間団体と連携した相談活動や普及啓発などの取組の実施を促進。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成31年基本計画策定以前においても、厚生労働省は、地域生活支援促進事業において、依存症の問題に取り組む民間団体に対して、都道府県・政令指定都市・中核市・その他の保健所設置市・特別区を通じた支援を行うとともに、依存症民間団体支援事業において、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援を行っていた。

一方で、事業を活用できていない地方公共団体や管内の民間団体からニーズを聴取できていない地方公共団体があった。

そのため、平成31年基本計画において、厚生労働省は、都道府県等を通じて支援の取組を民間団体に紹介するなどの働きかけをしつつ、地方公共団体や関係団体に対する事業の活用や地域のニーズの把握のためのヒアリング、民間団体支援の取組事例を共有するなどし、事業の活用を促進することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

支援制度を様々な機会をとらえて周知するとともに、障害者福祉目的の補助金である地域生活支援促進事業による都道府県等への財政支援を通じた地域における自助グループなどの民間団体の取組の支援や、依存症民間団体支援事業による全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体が行う取組の支援を行っているほか、活動事例の共有を行っている。

引き続き、都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援や、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援を行う必要がある。

したがって、厚生労働省は、以下の取組を実施する。

- 都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援を実施するとともに、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援の実施。
- 都道府県等の相談機関における民間団体と連携した相談活動や、都道府県等が地域の相談窓口として民間団体を含めて周知する等の連携した普及啓発などの取組の実施を促進。

総務省は、地域生活支援促進事業における依存症の問題に取り組む民間団体支援事業の地方負担について同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

2 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】

【再掲】

- 競馬における取組 12 ページ参照
- 競輪・オートレースにおける取組 23 ページ参照
- モーターボート競走における取組 34 ページ参照
- ぱちんこにおける取組 46 ページ参照

第5 社会復帰支援：基本法第18条関係

1 就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、就労に関わる支援者の対応能力の向上のため、ハローワークの担当職員等の就労支援に関わる者に対して、ギャンブル依存症に関する知識と対応方法の周知を実施。

（1）平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成31年基本計画策定以前においても、厚生労働省は、ハローワークの障害者担当者に対しギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上に向けた講習を行っていた。

一方で、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に向けて、早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる体制の整備やハローワークにおけるギャンブル等依存症に関する周知・広報を実施する必要があった。

そのため、平成31年基本計画において、厚生労働省は以下の取組を実施することとした。

- ハローワーク職員を含む地域の支援者に対して十分な研修を実施できるよう、依存症対策全国センターにおいてギャンブル等依存症の研修を行う講師となる指導者を養成。
- ハローワークの障害者担当者等に対して、ギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上に向けた取組の実施。
- 令和元年度中に、依存症のリーフレット等を活用し、ハローワークにおいて、ギャンブル等依存症に関する周知を実施。

（2）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

依存症対策全国センターによる指導者養成研修会を実施した。また、精神障害者雇用トータルサポーター経験交流会を通じて、ハローワークの障害者担当者等に対して、ギャンブル等依存症の知識及び対応方法の周知を図り、ハローワークにおけるギャンブル等依存症に関する周知も行われている。これらの取組が平成31年基本計画に定めたとおりに実施されており、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制を整備する取組等が進んだと評価できる。

引き続き、ハローワークの担当職員などの就労支援に関わる者に対するギャンブル等依存症の知識及び対応方法の周知を実施することで、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に向けて、早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる体制を整備していくことが重要である。

したがって、厚生労働省は、引き続き、ハローワークの担当職員等の就労支援に関わる者に対するギャンブル等依存症の知識及び対応方法の周知を実施する。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

2 ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、研修等を通じ、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し適切な支援を行うことができる支援員を養成するとともに、精神保健福祉センターなどの地域の支援機関との適切な連携を促進。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、厚生労働省は、ギャンブル等依存症も含め、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく自立相談支援事業を中心に、相談者の状態像に応じたきめ細かな支援を行っていた。

一方で、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員が、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるよう、ギャンブル等依存症に関する知識等を修得することやギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者からの相談について、精神保健福祉センターなどの地域の支援機関と連携して支援を行うことが必要とされていた。

そのため、平成 31 年基本計画においては、以下の取組を推進することとした。

- 生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員に対する研修等に、ギャンブル等依存症に関する内容を盛り込み、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員を養成。
- 生活困窮者自立相談支援事業を行う機関と地域の支援機関との連携体制を強化。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

生活困窮者の支援を行う者を対象とした研修にギャンブル等依存症に関する内容を含めて実施するとともに、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関と精神保健福祉センターなどの関係機関との連携を促進しており、平成 31 年基本計画に定めた取組を実施している。

厚生労働省は、引き続き、研修等を通じ、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し適切な支援を行うことができる支援員を養成するとともに、精神保健福祉センターなどの地域の支援機関との適切な連携を促進する。

【目標と具体的取組】

法務省は、以下の取組を推進。

- 令和4年度中に、刑事施設に対し、各地域における連携会議への積極的な参加を促し、同会議等で得られた情報や知見を指導・支援に生かすことを推進する通知の発出。
- 令和4年度中に、ギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニング及びギャンブル等依存症の標準的治療プログラムに関する情報を各刑事施設に提供。
- 令和6年度までに、刑事施設の各地域の連携会議への参加状況を把握し、関係機関と連携した指導の実情について各刑事施設間で共有。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成31年基本計画策定以前においても、刑事施設は、個々の受刑者の問題性に応じた処遇の充実に努めており、ギャンブル等依存症問題を有する者に対しても、依存症に対する理解促進、適切な金銭管理、就労や円滑な人間関係の維持など、必要に応じた働き掛けを行ってきた。

一方で、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する働き掛けは、各刑事施設が独自に指導計画や指導案等を定めて実施しており、施設間で指導・支援の内容や方法等について情報共有が図られていなかった。

そのため、平成31年基本計画においては、以下の取組を実施することとした。

- 刑事施設における指導等の実施に係る記録を関係機関に提供することにより、情報連携体制を整備するとともに、対象者が出所後も継続的にギャンブル等依存症からの回復に向けた支援・指導を受けられるよう、民間支援団体との連携強化を図ることとし、令和元年度中に、刑事施設に対して通知を発出。
- 令和2年度中に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への指導・支援を実施している刑事施設における指導計画や指導案、民間支援団体との連携状況等の情報を収集の上、好事例を共有。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する指導等の記録を関係機関(更生保護官署)に提供する旨の通知を発出し、また、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への指導・支援を実施している刑事施設の好事例を各刑事施設間で共有した。さらに、令和元年度版再犯防止推進白書における依存症対策の特集の中で、矯正施設や保護観察所におけるギャンブル等依存症対策の取組事例を紹介した。

以上の取組によって、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者が出所後も継続的に回復支援・指導を受けるための関係機関との情報連携体制の整備、各刑事施設間でギャンブル等依存症問題を有する受刑者の指導・支援の好事例の共有が進んだと評価できる。

法務省は、引き続きギャンブル等依存症問題を有する受刑者への指導・支援を実施する必要があるため、以下の取組を実施する。

- 令和4年度中に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者が受刑中から出所後の社会生活まで継続的に回復支援・指導を受けられるよう、刑事施設に対し、各地域における連携会議への積極的な参加を促し、同会議等で得られた情報や知見を指導・支援に生かすことを推進する通知の発出。
- 刑事施設における受刑者への効果的な指導・支援の更なる充実を図るため、令和4年度中に、ギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニング及びギャンブル等依存症の標準的治療プログラムに関する情報を各刑事施設に提供。
- 各刑事施設における関係機関との連携強化を推進するために、令和6年度までに、刑事施設の各地域の連携会議への参加状況を把握し、関係機関と連携した指導の実情について各刑事施設間で共有。

4 受刑者に対する就労支援の充実【法務省】

【目標と具体的取組】

法務省は、就労支援を受ける刑事施設出所者の割合を、令和4年度中に22%、令和6年度までに24%まで向上させることを目指し、就労支援担当職員に対する研修の充実や関係機関との連携を図るとともに、受刑者に対する就労意欲の喚起に向けた支援等を整備。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成31年基本計画策定以前においても、刑事施設は、厚生労働省と連携し、ギャンブル等依存症である者等を含む受刑者に対する総合的就労支援対策や受刑者に対するキャリアコンサルティング等の支援を実施し、在所中から就労先の確保に向けた調整を行っていた。

一方で、就労支援を受けている者の数が十分ではないといった課題があったことから、就労支援の実施体制の充実を図り、より多くの受刑者が就労支援を受けられるようにすることを目指し、就労支援を受ける刑事施設出所者の割合を、令和元年度中に20%、令和3年度までに22%まで向上させることを目標として設定した。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

新たに全国の刑事施設の就労支援担当者等に対する集合研修を実施したほか、キャリアコンサルタント等の専門資格を有し、刑事施設及び少年院において勤務する就労支援専門官を対象とした研修も新たに行い、就労支援の実施体制の充実を図った。また、更生保護官署等との協議会を開催し、就労支援に関する情報等を共有し、運用上の課題等について協議を行い、刑事施設出所後の円滑な社会復帰に向け、相互連携の強化を図った。

しかし、令和元年度における就労支援を受ける刑事施設出所者の割合は、19.8%であり、就労支援を受けることを希望しない者も一定数おり、就労支援対象者の拡充に至らず、設定した目標を達成できていないことから、今後もより多くの刑務所出所者が就労支援を受けられるよう、就労支援の実施体制の充実強化を図る必要がある。

したがって、法務省は、就労支援の実施体制の更なる充実に向け、引き続き、就労支援担当職員に対する研修の充実や関係機関との連携を図るとともに、受刑者に対する就労意欲の喚起に向けた支援等を整備し、就労支援を受ける刑事施設出所者の割合を令和4年度中に22%、令和6年度までに24%まで向上させることを目指す。

【目標と具体的取組】

法務省は、保護観察終了時の無職者（うち定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除く。）の数を令和2年実績（6,075人）よりも減少させることを目指して、保護観察所の協力雇用主を増加させるほか、保護観察所とハローワーク・矯正施設などの関係機関との連携を強化。

（1）平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成31年基本計画策定以前においても、保護観察所は、ハローワークや矯正施設などの関係機関と連携して、ギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等に対し就労支援を行うとともに、前歴等の事情を理解した上で雇用し、自立や社会復帰に協力する協力雇用主を開拓し、就労の確保を図っていた。

一方で、平成29年中に保護観察を終了した保護観察対象者2万8,976人のうち、6,360人が無職（うち定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除く。）であったことから、この保護観察終了時の無職者を平成29年実績（6,360人）より減少させるために、以下の取組を実施することとした。

- 協力雇用主の活動に対する支援等の充実を通して、実際にギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等を雇用する協力雇用主を増加。
- ハローワーク及び矯正施設等との協議会を開催し、就労支援に係る情報を共有等することにより連携を強化。

（2）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等に対し、ハローワークや矯正施設などの関係機関と連携して就労支援を実施し、保護観察終了時の無職者（うち定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除く。）の数は、平成30年5,779人、令和元年5,444人、令和2年6,075人で推移しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあり、令和2年に一旦増加したものの、設定した目標を達成していると評価できる。

保護観察終了時の無職者数は減少傾向にあるが、引き続きギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等に対する就労支援を強化していく必要がある。

したがって、法務省は、保護観察終了時の無職者（うち定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除く。）の数を令和2年実績（6,075人）よりも減少させることを目指し、引き続き、協力雇用主の活動に対する支援等の充実を図り、保護観察所の協力雇用主の数を増加させるとともに、ハローワークや矯正施設などの関係機関との連携を強化し、就労支援を必要とするものが円滑に社会復帰できる体制を構築する。

第6 人材の確保：基本法第21条関係

1 ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の実施【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、臨床研修医等がギャンブル等依存症例を経験することや研修を受講することにより、ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師の拡充を目指し、以下の取組を推進。

- 全ての臨床研修医が2年以上の研修期間の中で、ギャンブル等依存症例等を経験することとするため、令和元年度に改訂された臨床研修指導ガイドラインに基づく臨床研修等の実施。
- 診療に従事する医師を対象とした、地方公共団体が依存症治療拠点機関との連携等により実施するギャンブル等依存症の初期対応を含む研修等を推進。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成31年基本計画策定以前における臨床研修の到達目標においては、経験が求められる疾患・病態としてギャンブル等依存症が位置付けられておらず、また、診療に従事する医師においてもギャンブル等依存症について習得する機会が充分にあるわけでは無かったことから、ギャンブル等依存症の初期対応を行えるように研修の機会等を整備する必要があった。

そのため、平成31年基本計画において、見直し後の臨床研修制度について周知徹底を図るとともに、臨床研修指導ガイドラインにおける臨床研修医が経験する症例として、ギャンブル等依存症等を位置付け、症例における指導内容を定めることにより、全ての臨床研修医がギャンブル等依存症例等を経験することとした。また、診療に従事する医師を対象とした、地方公共団体が依存症治療拠点機関との連携等により実施するギャンブル等依存症に関する初期対応を含む研修等を推進することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

臨床研修指導ガイドラインにおける臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付け、令和2年度以降は改訂された臨床研修指導ガイドラインに基づく臨床研修を実施している。また、依存症対策全国拠点機関設置運営事業において依存症治療指導者養成研修、依存症対策総合支援事業において依存症医療研修を実施しており、平成31年基本計画に定めた取組を実施していると評価できる。引き続き、改訂された臨床研修指導ガイドラインに基づく臨床研修等の実施を通じて、ギャンブル等依存症等への理解を深めるとともに、依存症対策全国拠点機関設置運営事業における依存症治療指導者養成研修や都道府県等が実施する医師対象の専門研修等の受講機会・受講内容の充実を図っていく必要がある。

したがって、厚生労働省は、以下の取組を推進する。

- 全ての臨床研修医が法で定められた２年以上の研修期間の中で、ギャンブル等依存症例等を経験することとするため、引き続き、令和元年度に改訂された臨床研修指導ガイドラインに基づく臨床研修等の実施。
- 診療に従事する医師を対象とした、地方公共団体が依存症治療拠点機関との連携等により実施するギャンブル等依存症の初期対応を含む研修等を推進。

2 医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】

【目標と具体的取組】

文部科学省は、全国の国公私立大学医学部長会議等において、ギャンブル等依存症を明記した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を周知し、その実践を要請。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、文部科学省は、学生が卒業時までには学ぶべき内容を示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を平成 29 年 3 月に改訂した際に、社会的ニーズを踏まえ、「ギャンブル等への依存症の病態と症候を説明できる」ことを新たに明記するなど、学修目標の内容や項目を充実させており、以降、全国の国公私立大学の医学部長が集まる会議等を通じて、ギャンブル等依存症に関する教育の充実について、周知・要請を行っていた。

このような取組を進めていたが、改訂版モデル・コア・カリキュラムに基づく各大学の教育が平成 30 年度から開始されたこと、基本法に基づく対策の推進の必要性等を踏まえ、各大学に対して、ギャンブル等依存症に関する教育の更なる充実について周知・要請することが必要であった。

そのため、平成 31 年基本計画においては、各大学に対して、全国の国公私立大学の医学部長が集まる会議等において、改訂版モデル・コア・カリキュラム及び基本法の趣旨を踏まえた教育の充実について、引き続き、周知・要請を行うこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

国公私立大学医学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本法や医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とギャンブル等依存症に関する教育の充実について周知・要請していることから、平成 31 年基本計画において設定した目標を達成している。

文部科学省は、引き続き、各大学における取組の更なる充実を図るため、継続的に基本法や医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とギャンブル等依存症に関する教育の充実について周知・要請を行う。

3 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、人材養成のため、以下の取組を推進。

- 保健師・助産師・看護師について、依存症対策等の項目が盛り込まれた保健師助産師看護師国家試験出題基準に基づいた国家試験を実施。
- 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士について、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を推進。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

保健師・助産師・看護師については、平成 31 年基本計画策定以前においても、保健師助産師看護師国家試験出題基準において、「依存症対策（アルコール依存、薬物依存、病的賭博）」などの項目を盛り込んでいた。平成 31 年基本計画においては、引き続き、現行の上記項目が盛り込まれた保健師助産師看護師国家試験出題基準に基づいた保健師助産師看護師国家試験を行うことを通して、ギャンブル等依存症に対応できる人材の養成を行うこととされ、また、保健師助産師看護師国家試験制度改善部会、保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会を行い、ギャンブル等依存症を含む出題範囲等を検討することとした。

社会福祉士については、平成 31 年基本計画策定以前においては、教育内容にギャンブル等依存症に関する明示的な記載がなかった。そのため、平成 31 年基本計画においては、資格取得を目指す者がギャンブル等依存症に関する基本的な知識を学習できるよう、令和元年度中に社会福祉士の養成施設等におけるカリキュラムを見直すとともに、養成施設等に対する必要な周知期間を確保した上で、ギャンブル等依存症に対応できる人材の養成を行うこととした。

精神保健福祉士については、平成 31 年基本計画策定以前においても、ギャンブル等依存症も含め、より一層多様化・複雑化する地域課題に対応できる精神保健福祉士の養成に向けて、精神保健福祉士国家試験出題基準において、「飲酒やギャンブルに関する問題」や「依存症」の項目を盛り込んでいた。一方で、精神保健福祉士養成カリキュラムにおいて、教育内容の例として「ギャンブル等依存症」は明記されておらず、養成課程の中でギャンブル等依存症に関する知識を十分修得できているとは必ずしも言えなかった。そのため、平成 31 年基本計画においては、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」で精神保健福祉士の養成課程における教育内容等の検討を実施し、令和元年度に当該検討会での結論を得た上で、精神保健福祉士の養成施設等におけるカリキュラムを見直すとともに、養成施設等に対する必要な周知期間を確保した上で、基本法に基づく対策の推進の必要性等も踏まえた新しい状況に的確に対応できる人材の養成を行うこととした。

公認心理師及び作業療法士については、平成 31 年基本計画策定以前においても、公認心理師に関しては公認心理師試験出題基準に「依存症（薬物、アルコール、ギャンブル等）」の項目等を盛り込んでおり、また、作業療法士に関しては依存症対策全国センターにおけ

る地域でギャンブル等依存症の治療に係る研修を実施する指導者を養成する研修の対象に作業療法士を含めて実施していた。平成 31 年基本計画においては、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を行うこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

保健師、助産師、看護師及び公認心理師について、従前に引き続き「依存症対策（アルコール依存、薬物依存、病的賭博）」などの項目を盛り込んだ出題基準に基づいた各試験を実施しており、また、作業療法士についても従前に引き続き、依存症対策全国センターにおける研修において作業療法士を研修対象に含めた研修を実施していることから、平成 31 年基本計画に定めた取組を実施している。

社会福祉士及び精神保健福祉士について、養成施設におけるカリキュラムの見直しを令和元年度に行い、ギャンブル等依存症に関する基本的な知識を習得できるよう、令和 3 年度から新たなカリキュラムによる学習が開始されていることから、平成 31 年基本計画に定めた取組を実施している。

これらの取組の実施により、ギャンブル等依存症に係る医療や支援に関連する業務に従事する人材の確保、養成及び資質の向上の取組が進められているものと評価できる。引き続き、ギャンブル等依存症対策の基本的な知識を有するこれらの関連する業務に従事する人材の輩出に向けて取り組んでいく必要がある。

したがって、厚生労働省は、以下の取組を実施する。

- 保健師・助産師・看護師について、引き続き、依存症対策等の項目が盛り込まれた保健師助産師看護師国家試験出題基準に基づいた国家試験の実施。
- 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士について、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を推進。

4 ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるよう、生活保護担当ケースワーカーに対し研修を実施。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、厚生労働省は、生活保護担当ケースワーカー全国研修会において、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに相談機関・治療機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について研修を行うなどの取組を実施していた。

こうした取組の実効性を高めるため、全国のケースワーカーに対しギャンブル等依存症対策に関する知識の定着を引き続き努めていくことが必要であった。

そのため、平成 31 年基本計画においては、引き続き全国研修会などの場を通じてケースワーカーに対し依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センター等との連携の重要性について周知を行うこととされた。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

生活保護担当ケースワーカーに対し、ケースワーカー研修会を活用して、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるための講義を行っており、平成 31 年基本計画に定めた取組が実施されていると評価できる。

厚生労働省は、引き続き、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるよう、生活保護担当ケースワーカーに対し研修を実施する。

5 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】

【目標と具体的取組】

法務省は、刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員の指導力の向上を図るため、毎年1回以上、矯正研修所において、ギャンブル等依存症問題に関する最新の知見及び処遇技法、社会的支援へのつなげ方、事例検討を行う研修科目を設定した研修を実施。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成31年基本計画策定以前においても、矯正研修所（支所を含む。以下同じ。）は、刑事施設の改善指導プログラムを担当する教育担当部署の職員や処遇担当部署の職員に対し、薬物やアルコールに対する依存等について、認知行動療法などの処遇技法に関する集合研修を実施してきたところ、ギャンブル等依存症問題に特に焦点を当てた講義や演習等の科目を設けた集合研修は実施していなかった。そのため、矯正研修所において、刑事施設の改善指導プログラムを担当する教育担当職員に対してギャンブル等依存症問題に関する最新の知識を付与する講義等の科目を設けた集合研修を令和元年度中に、また、処遇担当部署の職員に対しても同様の集合研修を令和3年度までに開始することとした。

加えて、矯正研修所において、集合研修に事例検討の科目を設け、医療機関等でギャンブル等依存症の治療・支援を行っている医師や心理療法士等の知見を踏まえた研修（スーパービジョン）を令和3年度までに開始することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

矯正研修所において、ギャンブル等依存症問題に関する基礎的な知識・理解を深めるため、刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員を対象として研修を実施したほか、刑事施設の処遇担当職員に対しても、ギャンブル等依存症問題に係る講義内容を収録したDVDを作成し、矯正施設に配布した。さらに、刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員に対し、ギャンブル等依存症治療及び社会内の支援へのつなげ方に関する実践的対処に係る知見を踏まえた内容の講義DVDを作成・配布し、また、刑事施設における改善指導の経験豊富な教育専門官による改善指導についてのスーパービジョンの講義をリモートで実施した。

以上の取組を実施していることから、刑事施設の教育担当職員及び処遇担当職員のギャンブル等依存症問題に対する知識や理解が進んだと評価できる。引き続き、矯正研修所における研修にギャンブル等依存症問題を扱う研修科目を設定し、教育担当及び処遇担当部署職員のギャンブル等依存症問題への理解を深めるとともに、依存の問題を有する受刑者に対する指導力を向上させる取組を進める必要がある。

したがって、法務省は、刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員の指導力の向上を図るため、毎年1回以上、矯正研修所において、ギャンブル等依存症問題に関する最新の知見及び処遇技法、社会的支援へのつなげ方、事例検討を行う研修科目を設定した研修を実施する。

6 ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】

【目標と具体的取組】

法務省は、ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等への適切な指導・支援体制の整備のため、更生保護官署職員を対象に、ギャンブル等依存症問題の理解と回復に関する研修を実施し、効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を継続的に育成。

(1) 平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においては、法務省は、更生保護官署職員に対する各種研修の中で、職員の経験や内容に応じ、薬物やアルコール等の特定の依存の問題を有する者等の特性等についての理解や知識等を深め、かつ薬物を再使用しないための具体的な方法を学習させる「薬物再乱用防止プログラム」などの専門的な処遇プログラムを効果的に実施するための講義等を実施してきた。

一方で、ギャンブル等依存症に特化した講義や演習は実施されておらず、ギャンブル等依存症問題を有した刑務所出所者等の指導・支援に当たる職員体制や、職員の養成が十分とはいえない状況であった。

そこで、更生保護官署において、令和元年度中に、ギャンブル等依存症を含む依存症の理解と回復に関する研修を開始するとともに、継続的な研修の実施等を通じて、令和 3 年度までに、ギャンブル等依存症を含む各種依存の問題を有する刑務所出所者等の指導・支援に当たる職員を育成し、適切な指導・支援体制を確保することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

更生保護官署職員を対象とした研修において、ギャンブル等依存症に関する講義を開始するとともに、その講義を継続し、効果的な指導・支援の実施に必要なスキルの習得を図った。

以上のように、令和元年度中に更生保護官署職員を対象に、ギャンブル等依存症問題の理解と回復に関する研修を開始し、効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を育成していることから、設定した目標を達成していると評価できる。

一方で、平成 31 年基本計画策定後、3 年間で研修を受講した職員数には限りがあることや、新たな知見を指導・支援に取り入れていく必要がある。

したがって、法務省は、更生保護官署職員を対象に、ギャンブル等依存症問題の理解と回復に関する研修を引き続き実施し、効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を継続的に育成する。

IV 調査研究・実態調査：基本法第 22 条・23 条関係

1 精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症の疑われる者の状況について、精神保健医療の領域における調査を実施。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、ギャンブル等依存症の実態把握に係る取組として、例えば、平成 29 年度に AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）において国内のギャンブル等依存症についての疫学調査を実施するなどしていた。

一方で、平成 30 年 10 月に施行された基本法の第 23 条においては「3 年ごとの実態把握」が求められていることから、平成 31 年基本計画においては、ギャンブル等依存が疑われる者や多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等といったギャンブル等依存症問題の実態調査を行うこととされた。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和 2 年度に国立病院機構久里浜医療センターが実施した住民調査では、全国 300 地点の住民基本台帳から無作為に対象者を抽出し、調査対象者への調査票等の郵送によるアンケート調査を実施した。なお、回答方式は郵送回答・Web 回答を調査対象者が任意に選択できる形式として実施した。調査対象者数は 17,955 名であり、ギャンブル等依存に関する調査項目（SOGS）をその内容に含む「ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査（調査 A）」における有効回答数は 8,223 名（有効回答率 45.8%）であった。過去 1 年以内のギャンブル等の経験等について評価を行い、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の 2.2%（95%信頼区間：1.9～2.5%）と推計した。上記実態調査の実施により、その時点におけるギャンブル等依存症問題の実態把握が進んだものと評価できる。

厚生労働省は、ギャンブル等依存症の相談、治療及び回復支援の質の向上を図るため、アルコール依存症、薬物依存症等も含め、精神保健医療分野における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症の疑われる者の状況についての調査を行い、その過程で、他の精神疾患や自殺などの関連問題との関係を明らかにする。なお、ギャンブル等依存症の疑われる者の状況に係る調査については、関係者会議での議論を踏まえ、本基本計画において関係事業者の取組の対象となっているギャンブル等と宝くじ及びスポーツ振興くじとの関係も含めた実態を把握できるように実施する。

2 子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、継続的に、ギャンブル等依存症が児童虐待へ及ぼす影響等を調査・検討。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、厚生労働省は、虐待による子どもの死亡事例等の検証において「ギャンブル等依存症」を調査項目として明確化した調査を行っており、今後も引き続き調査を継続し、傾向を分析することが課題とされた。

そのため、平成 31 年基本計画においては、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が継続して調査・検証することとされた。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

子ども虐待による死亡事例における養育者（実父母）について、「ギャンブル等依存症」の有無を調査・検証しており、平成 31 年基本計画に定めた取組が実施されていると評価できる。

厚生労働省は、引き続き、虐待による子どもの死亡事例等の検証を通じて、継続的にギャンブル等依存症が児童虐待へ及ぼす影響等を調査・検討を実施する。

3 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】

【目標と具体的取組】

法務省は、以下の取組を推進。

- 令和4年度中にギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニングツール及びギャンブル等依存症の標準的治療プログラムに関する情報を各刑事施設に提供。
- 毎年度、各刑事施設におけるギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する教育状況等についての実態を調査・把握。

(1) 平成31年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成31年基本計画策定以前においても、刑事施設は、個々の受刑者の問題性に応じた処遇の充実に努めており、ギャンブル等依存症問題を有する者に対しても、一般改善指導の中で依存症に対する理解促進や適切な金銭管理等について、必要に応じた働き掛けを行ってきた。

一方、新たに刑が確定した受刑者に対しては、刑事施設における処遇調査により、心身の状況、生育歴、犯罪性の特徴、家庭・生活環境、将来の生活設計などの受刑者の処遇に必要な基礎資料を得ており、その中でギャンブル等依存症問題の有無についても、面接や関係資料を基に調査しているところ、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握は十分とは言えなかった。

そのため、平成31年基本計画においては、令和元年度中にギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握のための調査を開始し、同調査の結果を全国の刑事施設で共有することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和元年度中に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握のため、各刑事施設におけるギャンブル等依存への指導が必要と判断される受刑者のスクリーニング方法等について調査を実施し、結果を全国の刑事施設で共有した。また、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に関する概数調査を実施したほか、刑事施設における指導の実情や他省庁・地域における取組状況を調査し、その結果を全国の刑事施設に共有した。

以上から、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握が進んだと評価できる。

法務省は、これらの実態調査の結果を踏まえた改善指導の充実に図るためにギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニングツール及びギャンブル等依存症の標準的治療プログラムに関する情報を各刑事施設に提供した上で、毎年度ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する教育状況等についての実態を調査・把握する。

4 海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】

【目標と具体的取組】

日本中央競馬会（JRA）は、海外の取組に関する情報収集を進め、参考となる対策については国内対策への反映を検討。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

JRA は、海外競馬のギャンブル等依存症対策の状況調査に着手するとともに、依存症予防や対策に資する新たな課題解決に努めることとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

JRA において、海外駐在員事務所を通じた海外競馬のギャンブル等依存症対策に関する状況調査を行ったところであり、計画どおりを取組が実施されたと評価できる。

引き続き、海外の取組に関する情報収集を進め、参考となる対策については国内対策への反映を検討する。

5 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済産業省・国土交通省】

【目標と具体的取組】

公営競技カウンセリングセンター及び各公営競技間で連携し、相談事例の積み上げ・分析を行うなど、多重債務及び犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態把握を実施。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

公営競技カウンセリングセンターにおいて、同センターでの相談件数、相談者属性等について、同センターのウェブサイトにて公表するとともに、公連協において、多重債務及び犯罪に係るギャンブル等依存症問題の実態把握を試みることにした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

公営競技カウンセリングセンターにおいて、専門家を交え事例検討を行うとともに、同センターのウェブサイトで相談実績等を公表する等、実態把握に向けた取組が進められたと評価できる。

引き続き、公営競技カウンセリングセンター及び各公営競技間で連携し、相談事例の積み上げ・分析を行うなど、多重債務及び犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態把握に努める。

6 ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】

【目標と具体的取組】

全施協は、支援センターと連携し、医師や司法書士の協力のもと、ギャンブル等依存症の実態把握に努め、情報を関係機関へ提供。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

モーターボート競走関係団体は支援センターを設立し、各競走場及び場外舟券売場における相談窓口での相談内容を集約し、無料相談コールセンターでの相談内容と併せて、ギャンブル等依存症に関する相談内容を一元化することで、ギャンブル等依存症の実態把握を進めてきた。

一方で、相談に際して、効率的・効果的なアドバイスに結びつくような対応を行えておらず、研修プログラムの策定や事例検討等、相談員研修を充実することで、カウンセラーの個別事例に対するアドバイス力を一層高めていく必要があった。

全施協は支援センターと連携しながら、令和元年度中に、相談データの分析結果に基づいた実態把握を実施し、その結果を公表するとともに、必要な団体・機関等へ情報提供が行える体制の整備に着手することとした。

また、無料相談コールセンターへの相談内容から、多重債務・貧困に関する実態把握を試みるため、令和 3 年度中に、全施協が支援センターと協働し、相談者のバックグラウンドの分析（どのようなギャンブルを行っているか、金銭問題を抱えているのか、家庭問題を抱えているか等）を行う。その結果を、支援センターが開催する各種セミナーで公表するほか、関係団体・機関へ提供することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

支援センターにおける相談内容を分析し、毎年度、アニュアルレポートを継続して公表を行っているほか、毎月取りまとめを行っている相談実績及びレポートを関係者に周知するなど、支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握については、着実に実施されていることは評価できる。

また、多重債務・貧困・犯罪等に関する実態把握に資するため、支援センターにおける相談内容等については、多重債務等金銭に関係するものについて、司法書士並びに日本貸金業協会と連携し、当該分析結果を関係機関に情報提供が出来たことも評価できる。

引き続き、支援センターと連携しつつ、医師や司法書士の協力のもと、ギャンブル等依存症の実態把握に努め、情報を関係機関へ提供する。

7 リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析等によるぱちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、毎年度、RSN の協力を得て、相談者の統計情報の集計・分析を充実させるなどにより、ぱちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態を把握し、電話相談事業報告書を作成・公表。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

RSN においては、毎年、相談データの集計・分析を行い、事業報告書として作成・公表し、同報告書においては、ぱちんこへの依存問題を抱える者について、様々な観点から分析を加え、問題の解決に役立てる試みを行ってきたが、今後、相談件数が一層増加することが予想される中で、より効果的な依存症対策を講ずるために、実態把握を進めることが必要であることから、ぱちんこ業界は、RSN の協力を得て、毎年度、ぱちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態把握を行い、公表することとし、警察庁は、令和元年度中に、ぱちんこをはじめとするギャンブル等への依存を原因とした犯罪に係る必要な調査の実施について検討に着手することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ぱちんこ業界においては、RSN の協力を得て、相談者の統計情報の集計・分析等により、ぱちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態を把握し、毎年度、ぱちんこ依存問題電話相談事業報告書として公表している。また、警察庁は、令和 2 年度に、ぱちんこをはじめとするギャンブル等への依存を動機・原因とした犯罪等に係る調査を開始しており、平成 31 年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

今後の取組としては、ぱちんこ業界は、毎年度、RSN の協力を得て、相談者の統計情報の集計・分析を充実させるなどにより、ぱちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態を把握し、電話相談事業報告書を作成・公表する。

V 多重債務問題等への取組

1 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】

【目標と具体的取組】

金融庁は、貸付自粛制度（以下「当該制度」という。）の運用実績についてモニタリングを行いつつ、例えば、SNS も活用したインターネット広告といった効果的な周知方法の検討及び周知を実施。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においても、平成 30 年 4 月には日本貸金業協会（以下「貸金業協会」という。）において当該制度を拡充し、ギャンブル等依存症を対象に追加するとともに、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）においても、平成 31 年 3 月より、当該制度の運用を開始したところ、銀行業界においては、当該制度の運用を開始したばかりであり、当該制度を必要とする者への周知・普及を図るなど、取組の適切な運用を確保する必要があった。

そのため、平成 31 年基本計画において、金融庁は、当該制度について、モニタリング等を通じ、適切な運用を確保するとともに、当該制度を運営する民間金融機関団体と連携して、周知用チラシを利用者の目につきやすい場所に設置するなど、当該制度を必要とする者に的確に伝わるような周知方法を検討し、民間金融機関団体や各金融機関等において、令和元年度中に周知するよう促すなどの取組を行うこととした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

当該制度について、モニタリング等を実施するとともに、民間金融機関団体と連携して周知用チラシを利用者の目につきやすい場所に設置するなど、周知を促進していることから、平成 31 年基本計画に設定した目標を達成し、当該制度の適切な運用の確保や効果的な周知の実施を行っているとは評価できる。

金融庁は、引き続き、当該制度の運用実績についてモニタリングを行いつつ、例えば、SNS も活用したインターネット広告といった効果的な周知方法の検討及び周知を行う。

【目標と具体的取組】

金融庁は、民間金融機関団体や各金融機関等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知などの取組を促すとともに、対応マニュアルを消費者庁と共に必要に応じて改訂。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

平成 31 年基本計画策定以前においては、全銀協及び貸金業協会における相談窓口と、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的連携が必ずしも十分でなかったことから、全銀協及び貸金業協会への相談者がギャンブル等依存症であると思われる場合の、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的連携体制を更に整備する必要があった。

そのため、平成 31 年基本計画において、金融庁は、関係機関等における連携協力体制の整備に関する記述を追加するなどの改訂を行った対応マニュアルについて、その活用を推進するとともに、全銀協及び貸金業協会に対し、適切な相談機関につなげられるよう、改訂した対応マニュアルを活用した研修への参加を促すこととしていた。また、多重債務相談の現場のニーズを踏まえた対応マニュアルの改訂を行い、各金融機関等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知などの取組について検討を促すこととした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

対応マニュアルについて、更なる内容の充実を図るため、令和 2 年 3 月に消費者庁と共に改訂を行うとともに、ギャンブル等依存症対策について専門的な知見を有する講師による民間金融機関団体の相談員向け研修を実施していることから、平成 31 年基本計画に設定した目標を達成し、民間金融機関団体における相談窓口とギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携を促進する取組が進んだものと評価できる。

金融庁は、引き続き、民間金融機関団体や各金融機関等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知などの取組を促すとともに、必要に応じて消費者庁と共に対応マニュアルの改訂を行う。

3 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】

【目標と具体的取組】

警察庁は、都道府県警察に対し、違法なギャンブル等の取締りの徹底を指示し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進。

（１）平成 31 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進してきたが、賭博事犯が依然として発生し、また、警察の取締りから逃れるための対策も巧妙化していたことから、引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施していくこととし、令和元年度中に、警察庁から都道府県警察に対して取締りの指示を徹底するなど、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進することとした。

（２）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

警察庁は、都道府県警察に対し、違法なギャンブル等の取締りの指示を徹底し、ゲーム機等使用賭博事犯（オンラインカジノに係る賭博事犯を含む。）の取締りが実施されるなど、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進しており、平成 31 年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

今後の取組としては、違法な賭博店等に係る情報の収集に努め、ゲーム機等使用賭博事犯の取締りを実施することを通じ、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進していく。